## 「沖縄県子どもの貧困対策計画」重点施策等検証総括表

			主な取組	l·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Oo)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度		工業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
1 =	ライフス	マージに応じたつながる仕組みの構築			日30年度	R儿牛及	R九年度					1	
	乳幼児												
1	1 7	・生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全 戸訪問により、子育で支援に関する情報提供を行うほ か、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環 境を把握し、養育についての相談、助営等を行う市町村、 NPO等の取組を支援します。	①乳児家庭全戸訪問事 業	市町村が実施する乳児家庭 全戸訪問事業に対して、事業 補助(1/3)を行う。	21,391	21,925 事業実施41市町 村のうち、31市町村 へ補助を行った。	事業実施41市町 村のうち、29市町村 へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの 乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した。 「H30年度訪問家庭数:13,756家庭) ・支援の内容、①育児に関する不安 (協みの傾應、②子育で支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身 の様子及び養育環境の把握、④支援が 必要な家庭に対する提供サービスの検 訪、関係機関との連携調整	・市町村において、支援を要する家庭を早期に参見し、必要な支援に繋げていく と共に、特に支援が必要と認められる家 庭に対しては家庭訪問等による積極的 な支援(アウトリーチ支援)が実施できる 体制を、これまで以上に強化していく必 要がある。	継続	支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていたかに、 市町村で家庭訪問支援に乗わる人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を実施する。		青少年・ 子ども家 庭課
2	1	<ul> <li>乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を 支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育 に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援 します。</li> </ul>	①養育支援訪問事業	市町村が実施する養育支援 訪問事業に対して、事業費補 助(1/3)を行う。	13,518	15,400 事業実施26市町 村のうち、20市町村 へ補助を行った。	事業実施30市町村のうち、19市町村へ補助を行った。	- 養育支援訪問事業の実施について、 未実施市町村を訪問し事業開始に向け ての支援を行った結果、実施市町村数 の増につながった。また、市町村等で養 育支援訪問事業に関わる職員を対象と した研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成 19年の法定化以来、県内の実施市町村 数は増加しているものの、依然未実施 の市町村がある。また、支援を要する子 ども家庭を早期に発見し、歯切な支援に つなげていくために、引き続き、市町村 で家庭訪問支援に携わる人材の確保及 び資質の向上を図る必要がある。	継続	- 養育支援訪問事業未実施の市町村に 対して、きめ細かな助言を行うことにより、事業実施につなげる取組を実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた 複数の研修を引き続き実施する。		青少年・ 子ども家 庭課
3	1	・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状 況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握し、保育所 等関、機関と連携を図るなど、適切な対応が行える体制 を整備します。	①乳幼児健康診査の充 実に向けた働きかけ	乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健 推進員への研修等を行う。	501	者及び母子保健推 進員研修会を実施 (参加者:約400 名)。	村母子保健担当者 及び母子保健推進 員研修会を実施(参 加者:約400名)。 宮古、八重シ(画 では専門健節に 相談及び心理相談)	・平成31年1月、令和2年1月に市町村母 ・平成31年1月、令和2年1月に市町村母 ・保健担当者及び母子保健推進員研 修会を実施(参加者:約40名)、乳効児 健康診査の重要性について、市町村が 自覚して取り組めるよう母子保健行政報 告を行い、現状や課題等について共通 理解を図ることができた。	幼児健診の重要性についての周知を継続・強化する必要がある。また、未受診 者への対応について市町村と共有し、	継続	・引き続き、市町村母子保健担当者及び 母子保健推進員研修会を開催し、乳幼 児健康診室の充実に向けた働きかけに 取り組む。また、母子手帳交付時の面検 等母子保健事業等で両限と接する機会 等を通じて、乳幼児健診の重要性につ の情報提供や市町村出者等会議 等において、各市町村から収集した未 受診者への取り組み等について共通理 解を図る。	保健医療部	地域保健課
4	r 2	・全ての市町村が、妊娠期から子育で期にわたる支援を ワンストップで行う母子健康を包括支援センターを設置でき るよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担 う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の 支援者の人材育成について取り組みます。	対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕	母子健康包括支援センターの 市町村設置を促進するため、 調査検討委員会を設置し沖縄 駅の目指すべき変として常子を 策定し、また、市町村向け研修 会を実施する。	7,396	修会を地域每(北、 中、齊、八)を11 回開催した。 人材育成部会を3 回開催し、市町村、 保健所、県、関係機関の関係機関に	たり、市町村に対し 利用者支援事業等 活用できる国庫情報 の提供やその活用 方法に関する相談 等の支援を行った	・センターの目指すべき姿を示す骨子の 診明及び「周座期シック」への入い、不研修 会」「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会のほか、各保健市 にて管内研修会や個別支援を実施する など市町村のセンター設置への意義し ついて理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、6市町村 となった。	・センターの設置に向け、市町村毎に予算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援をの具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センター導入にあたり、市町村に対し 利用者支援事業等活用できる国軍情報 の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産期メ ンタルヘルス研修」「母子保健コーディ ネーター養成研修」を行じない。各保健 所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応と研修や、会 機関も交えた事例検討会や意見交換 会、管内市町村への個別支援等を実施 する。 ・果Eに対するセンター認知度を上げ、 ・果市町村へのセンター設御への気運を 高めるため、広報活動を行う。	保健医療	地域保健課
5	1	・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。		市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	5,595	5,744 事業実施11市町 村に対して補助を 行った。	事業実施11市町村に対して補助を 行った。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努 め、児童の健全育成を図るために、市町 村の要保護児童対策調整機関の職員 向け研修(5日間)を実施した。また、県 民に対する児童虐待通告義務等の広報 管発のため、県内各圏域で一般県民向 けの講演会を開催した。	・市町村要保護児童対策地域協議会の 更なる機能強化に向け、各市町村及び 各協議会構成員の児童虐待に関する意 議の共有化や虐待対応の/ウハウの意 様を図り、市町村の運営体制を強化す る必要がある。また、児童海(社)専児不安や経済的図額、地域での孤立化な ど、家庭が持つ様々な問題が要因となっ 冗発生することから、児童虐待の未然防 止の観点から、多面的な視点で広報・啓 発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し 連営体制の強化を図るとともに、児童相 談所による各市町村への技術的支援を 実施し、児童虐待事業に関する更なる 専門性の向上を図る。 ・児童虐待発生する様々な要因をふ まえ、多面的な視点による県民向けの 講演会を開催し、児童虐待の未然防止 に向けた広報・啓発に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家庭課
6	į 1	・児童及び妊産場に対し、市町村の区域ごとに置かれた 民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の 状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するた めに必要な情報の提供その他の援助及び指導を行いま す。	②民生委員活動活性化	地域住民からの相談に対応 し、地域住民の立場から福祉 行政との構造しの役割を担って いる民生委員・児童委員の活 動の推進及び支援を行う。	104,288	談支援(14,520件)、 要保護児童の発見 の通告・仲介 (809 件)など、児童及び	談支援(13,103件)、 要保護児童の発見	・令和元年度においては、子どもに関する相談支援13,103件、要保護児童の発見の通告・仲介167件の担重及び妊産婦に対する援助等が行われた。一委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。担い手確保のため市町村等との意見交換を乗した。支援で得られた好事例を他の協議会へ損展開させるため、ハンドブックを作成した。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様 化・複雑化に伴う民生委員活動の困難 性や負担感の高まり等により、民生委 員・児童委員となり得る人材の確保が厳 しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用した PR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支 える活動基盤である民生委員児童委員 協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。		

			主な取組 きない かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	I·事業(Plan)		主た	な取組・事業の状況([	Oo)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称			)額(千円) R元年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
7		・保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへ の尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子 せもの健康並いに発育発達状態について理解を深めると ともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者 の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう 促進します。	①保育行政指導費	保育所において、保育所保育 指針に基づき、子どもの健康状 態並びに発育及び発達状態に ついて必要な把握を行うととも に、子どもと保護者の安定した 関係に配慮し、保護者の養育 カの向上に資するなど、適切 に支援を行えるよう促進する。	2,394	1,735	係法令に基づき、保 育所等に対する指 導監査を実施し、適 切に保育が実施さ れているかどうか確	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施さ	・児童福祉法等関係法令に基づき、保育 所等に対する指導監査を実施し、適切 に保育が実施されているかどうか確認 し、必要な指導・助言を行った。 (指導監査実施施設数313箇所)	- 継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・引き続き、児童福祉法等関係法令及び 保育所保育指針等に基づき、保育所等 に対し指導証券を実施に適切に保育 が実施されているかどうかを確認し、必 要な指導・助言を行う。	子ども生 活福祉部	子育て支援課
8		・ 幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育委領に基づき、園児の健康状態や発育 及び発達の状態について必要な把握を行うともに、園 児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送 迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関 連した様々な機会を活用した実施を促進します。	①保育行政指導費 <no.7①再掲></no.7①再掲>	幼保・連携型認定ことも園において、外保・連携型認定ことも園において、外保連携型認定ことも園房から保護の健康状態や発育及び発達のの健康状態や会育及び発達のといるといる。 が認じついて、図の保護しいて、同児の送口常の教育及び活用した。 事など日常の教育及び活用した。 実施を促進する。	2,394		関教の表示の 動物を 動物を を 動物を を がも の総合的は は進に は は は は は は は は は は は は は	関する教育、保育の総合に関する教育な提供は、保育の総合に関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関連等を支持適切により、関係では、関係に対して、関係では、関係に対して、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対象に対して、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		- 継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・引き続き、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する大学院解係法令及び外保連携型設定とも圏教育・保育要領等に基づき、幼保連携型設定とども圏を等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。	子ども生 活福祉部	子育て支援課
9		・ 幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との 連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地 域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。		幼稚園において、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園に おける生活が家庭や地域社会 と連続性を保ちつつ展開される よう促進していく。	_		園長が任命し地域 や保護者と学校運 営についての協議を	は、学校評議委員を 園長が任命し地域 や保護者と学校運	・多様な視点からの意見交換がなされ、 学校運営上の参考になり、連携もでき た。	・幼稚園における生活が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるような連携体制が必要である。	継続	・今後とも、幼稚園において、幼稚園教育宴領に基づき、家庭との連携を十分 に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。	教育庁	義務教育課
10		<ul> <li>未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。</li> </ul>	①子ども貧困実態調査 事業	沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を実施し、生活 実態を把握することで、より効 果的な支援につなげる。	10,717		公立学校の小学1 年生の保護者と小学5年生と中学2年 生の児護者を対象 に調査を実施し、 11,131人から回答が あった(有効回答率 73.8%)。	年生の生徒及びそ の保護者を対象に 調査を実施し、8,691 人から回答があった (有効回答率	31年3月に改定した子どもの貧困対策 計画に反映させ、新たになった課題や重 要性を増した課題に対応する施策を計 画に盛り込んだ。 ・令和元年度に実施した高校生調査に	う必要がある。 ・有識者及び庁内関係課で構成する沖 縄県子ども調査検討会を設置し、調査	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、未就学期・小中学生 期・高校生期の調査を3年サイクルで定 期・最初連貫を行う。 ・令和2年度においては、平成29年度に 引き続き2回目となる未就学児を対象と した調査を行う。		子ども未来政策課
(2)		学生期								<u> </u>				
11		・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援負」の市町村への配置を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業)	市町村が行う子供の質圏対 策支援員配置事業と子供の居 場所運営支援・事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。	937,273		業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H30市町村への国	業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置	供の貧困対策支援員が支援したほか、 のべ310,079人が子供の居場所を利用 し、子どもの対人関係や学習意欲等の	困難であるため、支援員や居場所が未 配置になっている。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデ ル事業期間終了に伴い、市町村におい	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
		役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。	対策事業(離島及び広 域相談体制整備事業)	離島における子どもの貧困対 策を推進するため、支援員を定 所のに適回派遣し、地元の関 係機関等と連携・協力の上、実 膨出提・相談及び子どもの支援 の拡充に係る活動を行う。	_	14,993		デル自治体2島(伊 江村、伊是名村)の 支援員による月2回 程度施にた。まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	域連絡会の開催等、地域における子ど もの支援体制の強化を図った。また、支 援対象世帯に対する個別支援を実施し た。 ・電話・メール等による相談支援では、ネ グレクト、不登校等の相談に対し、支援 機関へのつなぎ等の支援を実施した。	支援が必要な世帯及び子どもに関する 情報を共有する社組みの構築、各関係 機関が連携して支援する体制の整備を 図っていく必要がある。 ・電話・メール等による相談支援では、支 援が必要な世帯へ広く事業の周知を実 施し、相談者に対しては適切な支援機 関へつなげるため、自治体及び支援機 関等の各関係機関に連携の強化を図っ ていく必要がある。	新規	し、地元の関係機関等と連携・協力の 上、実態把機・相談及び子どもの支援の 拡充に係る活動を行う。	活福祉部	来政策課
13		・ 子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携 強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを 推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。	対策事業(240) 早提	子供の居場所ネットワークを 構造、子供の居場所等に対 する中間支援を行うことで、居 場所の運営者や支援者がゆる やかにつながり居場所の活動 体制を強化し支えていく仕組み をつくる。	_	11,918	_		た。その後、11月に子供の居場所ネットワークを設立し、記念シンポジウムを開催した。	ため、ネットワークの取組について周知 広報に努める必要がある。 ・居場所の運営について抱える課題や 運営者の支援に関する悩み等について 解決するため、連絡会等を開催する必	継続	子供の居場所ネットワークの取組について周知広報を行い、子供の居場所等に対する中間支援を行うこと、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課

			·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(		取組による成果及び	課題の検証(Check)		題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.		名称	内容	決算(見込) H30年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	
14	4 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早 ①ス 期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことがで きるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域 を順次拡大しながら支援を強化します。	-カー配置事業	スクールソーシャルワーカー を各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を 取り巻く家庭環境等の改善を 図るため福祉機関等の関係機 関とのネットワークを活用して 援助を行う。	39,833	県内6教育事務所	県内6教育事務所	・家庭の問題により、不適応、問題行動 等を引き起こす児童生徒の家庭への訪 時を引き起こす児童生徒の家庭への訪 間活動やケース会議の間候、また福祉 機関等へのつなく支援を行った。その結 果、家庭環境の好転により、課題解決に つながった。 ・スケールソーシャルワーカーが支援で きた児童生徒は、小学校⇒376人、中学 校⇒329人、高等学校⇒5人、合計710人 となった。	庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておら	継続	充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭 の児童生徒を早期の段階で生活支援や 福祉等の関係機関につなげていくことが できるよう、スクールソーシャルワーカー の増員により支援する学校数を順次拡 大し支援を強化する。	教育庁	義務教育 課
15	5 - スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉 関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連 機関との連携を促進します。	-カー配置事業 lo.14①再掲>	スクールソーシャルワーカー を各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を 取り巻、家庭環境等の改善を 図るため福社機関等の関係 関とのネットワークを活用して 援助を行う。	39,833	との連携や校内でのSC、小中アシスト支援員、市町村配置の支援員を持負との情報共有や連携の強	所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アシスト支援員、市町村配置の支援員との情	スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 1.460件 ・地域の人材や団体等 542件 ・地域の支援センター適応指導教室等学校外の教育機関 413件	・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えており、スクールソーシャルワーカーが対応できるよう知識・技能を身につけ、関係籍機関との連携をさらに密にする必要がある。 学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した研修会の充実を図る。 ・学校・家庭に対する、スクールソーシャルワーカー職の啓発と周知。	継続	- 学校を窓口として、支援が必要な家庭 の児童生徒を早期の段階で生活支援や 福祉等の関係機関へつなげていくことが できるよう、スクールソーシャルワーカー の更なる資質向上と研修内容の充実を 図る。	教育庁	義務教育課
16		董事業 	児童生捷の不登校及びいじ めその他の問題行動等の未然 防止、早期発見及び早期対応・ 支援を図るため、児童生徒の 心理に関して高度な専門的知 識及び経験を有するスクールカ ウンセラーを学校に派遣する。	129,613	(相談件数29.178 件)、保護者・教職 員等19.164人 が 時期に761件)の相談にスクール対応した。 また1.20回の参レカスを 会議等の一次の一次 全議60回、ステレカス をは720回、今レカス をは720回、保護団、実に 前による地の言・ では1.20回来に 前による地の言・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(相談件数28.185 仲) (保証) (相談件数24.255件) の (相談上ステルがは (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	全小中学校にスタールカウンセラーを 派遣することができ、一定程度困り懸の ある児童生徒へつなぐことができている ものと考えられる。	学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールカウンセラーの確保に努める。 ・課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害等の本人に係る要因や、 ・課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害等の本人に係る要因や、 保護者の養育能力などの家庭に係る要因と、しためや女人関係等の学校に係る 要因等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスシトが必要とされる ことから、スクールカウンセラーの増員 や相談職員のスキルアップを図るため、 各種研修会等でスクールカウンセラーを 活用した研修会の充実を図る。	継続	ては、公認心理師協会に働きかけ、公 認心理師等の有資格者を確保する。 ・相談人員及び相談時間の拡充に努め る。 ・連絡協議会や学校訪問等において、ス クールカウンセラーの学校での位置づけ や働きなどを確認し、カウン・セリングの 他にも学校でスクールカウンセラーの専 門性を生かした研修会の実施を促す。	教育庁	義務教育 課
17	7 · 小・中アシスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、 問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回 支援を行います。	業	小中アシスト相談員を教育事 豚所に配置し、不登校や問題 行動等の課題を抱える学校に 派遣する。	77,699	校41校に計48名の 小中アシスト相談員	校42校に計48名の		・学校の二一ズに応じた支援活動を行う ため、小中アシスト組装員の資質及び能 力の向上を図る必要がある。 ・保護者と学校及び関係機関とのつなぎ を確保し、家庭環境の改善に向けた支 提体制を検討する必要がある。 ・会校支援や家庭支援が必要とする事 案でも、対象家庭が支援に消極的なため、関わりの中で信頼関係を築ぐ必要がある。	継続	・定期的に小中アシスト相談員の報告会 や事例検討会を行う证か、各種研修を 充実させることにより、各相談員の資質 及び能力のさらなる向上を図る。 ・ハ中アシスト相談員とスタールソーシャ ルワーカー等との連携強化により、家庭 環境の改善に向けた保護者支援を行 う。	教育庁	義務教育課
18	能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援をする	也域の子どもを支援 6インクルーシブ教育! 進人材の育成	沖縄産学官協働人材育成円 卓会議の取り組みを支援する。	_	<ul><li>沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に3回参加した。</li></ul>	沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に1回参加した。	人材の育成分野において、各種プログ	・人材育成プログラムを通して、地域の 子どもを支援するインクルーシブ教育推 進の人材が育成されるよう、同ワーキン ググループとの連携を密にする必要が ある。	継続	- 大学や関係機関などが実施する講座 や研修等と連携し、支援人材の養成を 図る。	子ども生 活福祉部	子ども未 来政策課
19	9 - 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町 村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともトワー に、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推 進します。 <no.5再掲></no.5再掲>	ーク機能強化事業 lo.5①再掲>	市町村が実施する子どもを守 心地球ネルドローク機能強化事 業に対して、事業費補助(1/3) を行う。	5,595	5,744 事業実施11市町 村に対して補助を 行った。	事業実施11市町 村に対して補助を 行った。	向け研修(5日間)を実施した。また、県 民に対する児童虐待通告義務等の広報	各協議会構成員の児童虐待に関する意 識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し 運営体制の途化を図るともは、児童相 談所による各市町村への技術的支援を 実施に、児童虐待事案に関する更なる 専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふ まえ、多面的な視点による様のは、 原金を開催し、児童虐待の未然防止 に向けた広報・啓発に取り組む。	活福祉部	子ども家庭課
20	10 ・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた 民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の 状況を適切に把握し、福祉サービスを適切こ利用するた めに必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行いま す。 <no.6再掲></no.6再掲>	lo.6①再揭> 民生委員活動活性化 #	地域住民からの相談に対応 し、地域住民の立場から福祉 行政との構製しの役割を担って いる民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	104,288	談支援(14,520件)、 要保護児童の発見 の通告・仲介 (809 件)など、児童及び	談支援(13,103件)、	見の通告・仲介767件の児童及び妊産 婦に対する援助等が行われた。	間関係の希薄化や、地域課題の多様 化・複雑化に伴う民生委員活動の困難 性や負担感の高まり等により、民生委 員・児童委員となり得る人材の確保が厳	継続	・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラン等を活用した PR活動等を行う等、民生委員制度に関 する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支 える活動基盤である民生委員児童委員 協議会会支援することで、民生委員が活 動しやすい環境を整備する。	子ども生 活福祉部	福祉政策 課

			主な取締	且·事業(Plan)		主	な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や誤	課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	. 番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度		取組・引 H30年度	業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
2	1 11	・ 児童生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。 < No.10再掲 >	①子ども貧困実態調査 事業 <no.10①再掲></no.10①再掲>	沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を実施し、生活 実態を把握することで、より効 果的な支援につなげる。	10,717	8,949		県立高等学校の2 年生の生徒及びそ の保護者を対象に 調査を実施し、8,691 人から回答があった (有効回答率	31年3月に改定した子どもの貧困対策 計画に反映させ、新たになった課題や重 要性を増した課題に対応する施策を計 画に盛り込んだ。	・効果的な支援につなげられるよう、なる べく多くの声を閉心を要があるほか、回 収率の向上を図るため取り組みを行 う必要がある。 ・有識者及び庁内関係課で構成する沖 網集子ども調査検討会を設置し、調査 内容の調整段積から取りまとめにかけ で情報を表している。 につなげていく必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、未就学期・小中学生 期、高校生期の調査を3年サイクルで定 期観測調査を行う。 ・令和2年度においては、平成29年度に 引き続き2回目となる未就学児を対象と した調査を行う。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
(3	)高校:	生期	II.	1					I	<u>I</u>		1		
2	2 1	不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等 学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福 社関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構 築します。	①教育相談·就学支援 員配置事業	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く。 支援を必要とする県立高等学校、就学支援員を派遣し、校 内外における支援体制の構築 や、アウトリーチ支援、教育・福 祉の公的支援と民間支援団体 による協働体制の構築を図る。	25,882	28,880	県立高等学校17 校19課程に配置するとができ、生徒 1.171人への支援を 行った。	県立高等学校20 校23課程に配置することができ、生徒 1,306人への支援を 行った。	- 就学支援員を学校に派遣し、カウンセ リング等を実施したほか、中途退学者の 社会的職業的な自立支援の取組が図ら れた。	床心理士・社会福祉士等)の有資格者	継続	- 各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り知報を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って いく。	教育庁	県立学校 教育課
2	3 2	- 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。 <no.16再掲></no.16再掲>	①スクールカウンセラー 配置事業(県立高校)	生徒の不登校及びいじめて の他の問題行動の未然防止 早期発見及び早期解決を図る ため、生徒の臨床心理に関い て高度な事門的知識及び経験 を有するスクールカウンセラー 等を学校へ配置、、生徒の問題 行動等の解決に資する。	29,666	28,159	ラ一等を県立高校等 52校58課程に配置 したことにより、生徒	ラー等を県立高校等 52校58課程に配置 したことにより、生徒 の不登校及びいじめ その他の問題行動 の未然防止、早期		・欠席状況が長期化すると登校が困難 になるため、初期の段階で、生徒の状況 に応じた適切な働きかけを行う必要がある。 ・いじめ、不登校、問題行動等の発生の 未然防止、早期解決に向けた取り組み を行う必要がある。 ・高度な専門的な知識・経験を有する人 材が必要であるが、確保に苦労してい る。	継続	・県立学校教育課の嘱託職員のスクールカウンセラーを配置し、カウンセラーを配置し、カウンセラー 配置校への支援を行うなど、引き続き学校の教育相談体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校 教育課
2	4 3	・生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。 < No.10再掲 >		沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を悪し、生活 実態を把握することで、より効 果的な支援につなげる。	10,717	8,949	公立学校の小学1 年生の保護者と小学5年生と中学2年 生の児童生徒及び その保護者を対象 に調査を実施し、 11.131人から回答が あった(有効回答率 73.8%)。	年生の生徒及びそ の保護者を対象に 調査を実施し、8,691 人から回答があった (有効回答率	31年3月に改定した子どもの貧困対策 計画に反映させ、新たになった課題や重 要性を増した課題に対応する施策を計 画に盛り込んだ。 ・令和元年度に実施した高校生調査に	・効果的な支援につなげられるよう、なる ペスの声を聞い必要があるほか、回 収率の向上を図るための取り組みを行 ・有識者及び庁内関係課で構成する沖 網集子ども調査検討会を設置し、調査 内容の調整段関から取りまとめにかけ ではした課題に対応した効果的な施策の実施 につなげていく必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、末款学期・小中学生 現場では、一切では、中のでは、中のでは、 期報の関係を3年からでは、中のでは、 ・令和2年度においては、平成29年度に 引き続き2回目となる未就学児を対象と した調査を行う。	子ども生 活福祉部	
(4	)支援	を必要とする若者						!	<del> </del>			+		
2	5 1	・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年(以下 中卒無職少年」といいます。)及び高等学校中途退学者 について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学 校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等 と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につ なげます。	①ハローワーク等との 情報共有	中卒無職少年及び高等学校 中途退学者について、在学中 の児童生徒の保護者の了解を 得て学校とハローワークや子ど も若者みらい相談プラザsorae 等く情報を未有するなど、 学、就労など必要な支援につ なげます。	_	-	学校の進路指導 部や生徒指導部等 に対し外部機関の 活用を推進し、サポートステーション 等との連携を図っ た。	学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部進し、サポートステーション等との連携やハローワークへの接続等を図った。	ション等との情報交換や生徒支援にお	- 一旦学校を選挙した生徒の連絡先を提供することは、個人情報の問題を抱えており、外部機関への情報提供が困難である。 ・ 中退者との連絡をとることが、困難である。	継続	- 各学校〜外部機関との連携協力を周知するとともに、引き続き関係機関との情報共有等の連携を図る。	教育庁	県立学校 教育課
			②学校等への地域若者 サポートステーションの 活動内容周知		52	<del>-</del>	キャリア教育・進路 指導等地区講座で サポートステーション等について紹介 (地区6開催)	キャリア教育・進路 指導等地区講座で サポートステーション等について紹介 (地区6開催)	サポートステーション等について紹介	・中学卒業後又は高校中退後に、就業も就学もしていない少年に対して、1地域 者者サポートステーションの存在を面 談や電話、SNS等を活用して周知し、気 銭に相談できるような手段の工夫が必 要である。	継続	・中学3年生やその保護者に対して、卒 業前に「地域若者サポートステーション」 の存在を周知する。 ・中学卒業後又は高校中退後に、就業 も数学もしていない状況になったときに、保護者が民生児童委員など地域の方や 地域若者サポートステーションなど支援 機関に気軽に相談できるよう関係性の 構築に努める。(地域とのつながり)	教育庁	義務教育課
(5	)人材(	の確保と資質の向上												
2	3 1	・ 子供の貧困対策支援員や子どもの居場所 に対する助言等を行う支援コーディネーターを 配置します。		困対策支援員や居場所運営者	25,507			県内を一本化し、 支援コーディネー ターが支援員や居 場所への訪問を行 い、助言や調整等を 行った。	・支援員や居場所運営者が抱えるケースの個別相談や助言を行う事で、子どもたちを適切な支援へと繋げることができた。・全体会議を毎月開催することで、情報や支援のノウハウを共有することができた。	関係性を構築し、適切な支援を迅速に	継続	・支援コーディネーターと支援員及び居場所職員の関係性を構築し、圏域を一本化したことに伴い、支援の差を解消し、地域の実情に応じたより充実した支援を行うことができるように努める。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
2	7 2	人材の 確保 的な就労と効果的な活用を図る観点から、待 遇改善や業務への支援体制の整備に努めま す。	①スクールソーシャル ワーカー配置事業 <no.14①再掲></no.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	39,833	37,562	国の動向を踏まえた 検討、スクールソー シャルワーカーの更 なる資質向上に向	国の動向を踏まえた 検討、スクールソー シャルワーカーの更		・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。 学校におけるスケールソーシャルワーカー職の周知と正しい活用。	継続	*国の動向を注視、また研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上。	教育庁	義務教育課

1	lo. 番号	. ĝ	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取約 名称	l·事業(Plan) 内容	決算(見込 H30年度	)額(千円)			取組による成果及び 成果	課題の検証(Check) 課題	成果や誤 展開方向	関を踏まえた今後の展開方向(Action) 展開方向(詳細)	担当部局	担当課
:	28 3		養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。	強化事業実施に向けた	市町村等で子ども家庭支援 に関わる職員を対象とした研修 を実施する。	1,848		基礎的研修(2日間)、応用的研修(2日間)及び特別研修 を各1回実施。約220	基礎的研修(2日間)、応用的研修(2日間)及び特別研修	・研修は、対象者の能力と必要性に応 じ、基礎的研修(2日間)及び応用的研修 (2日間)のユースを名1回実施するとと もに、県外から講師を招き特別研修を実 施した。講義や演習により受講者の資質 向上につなげた。また、研修プログラム に情報交換の時間を設け、各市町村間 のネットワーク形成につなげた。	早期に把握し、必要な支援に繋げていく とともに、特に支援が必要と認められる 家庭に対しては家庭訪問等による積極 的な支援(アウトリーチ支援)が実施でき	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に把握 し、適切な支援につなげていくために、 市町村で家庭訪問支援に携わる人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪 問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
:	29 4	資質の	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握 し、関係機関との情報共有や子どもを支援につ なげるための調整等を行う子供の貧田対策 支援員」に対する必要な研修を行います。	対策事業(支援員及び	困対策支援員等に対する研修	3,418	25,291	子どもの貧困対策 支援員の資質向上 を図るため、全体研 修1回、初任者向け 2回、経験者向け2 回実施した。	子どもの貧困対策 支援員及び子どもの 居場所の資質向上 を図るため、全体研 修2回、圏域別研修	・市町村が配置した-アどもの貧困対策支援員の貧貧向上を図るため、研修を以下の通り実施した。 (リ平成28年度 2回実施(472人参加) ②平成29年度 4回実施(472人参加) ③平成30年度 5回実施(351人参加) ④令和元年度 25回実施(819人参加)	-子供の貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため、資質向上に向け音熟度に応じた研修プログラムの検討が必要である。	継続	・子供の貧困対策支援員の活動を体系的にまとめた、「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引きを活用することで、子供の貧困対策支援員の資質の向上に努める。・・習熟度に応じた研修プログラムを構築し、支援員及び居場所運営者のニーズに応じた研修を行っていく必要がある。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
	30 5		- スケールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実等を図ります。	①スケールソーシャル ワーカー配置事業 <no.14①再掲></no.14①再掲>	スクールソーシャルワーカー を名教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を 取り巻く家庭環境等の改善を 図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して 援助を行う。	39,833	37,562	において、関係機関 との連携や校内でよい 支援員、ホーアシスト 支援員、活員との支援 観共有や連携の強 化のための研修、協	との連携や校内で のSC、小中アシスト 支援員、市町村配 置の支援員との情 報共有や連携の強	スクールソーシャルワーカーの業務の中 心となる関係機関との連携を図ることが できた。 ・児童家庭福祉の関係機関 1,460件 ・地域の人材や団体等 542件 ・教育支援センター適応指導教室等学 校外の教育機関 413件	シャルワーカーが対応できるよう知識・ 技能を身につけ、関係諸機関との連携 をさらに密にする必要がある。	継続	・研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上 ・スーパーパイザーの配置に向け取り組む。	教育庁	義務教育課
	31 6		・困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係 機関などが実施する講座や研修等と連携し、 子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。	①地域の子どもを支援 するインクルーシブ教育 推進人材の育成	沖縄産学官協働人材育成円 卓会議の取り組みを支援する。	_		沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に3回参加した。	沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に1回参加した。	・同ワーキンググループによる地域の子 どもを支援するインクルーシブ教育推進 人材の育成分野において、各種プログ ラムを実施し、延べ146名が受講した。	・人材育成プログラムを通して、地域の 子どもを支援するインクルーシブ教育推 進の人材が育成されるよう。同ワーキン ググループとの連携を密にする必要が ある。	継続	・大学や関係機関などが実施する講座 や研修等と連携し、支援人材の養成を 図る。	子ども生 活福祉部	子ども未 来政策課
-	<b>ライフ</b> 1)乳幼		応じた子どもへの支援												
;	32 1		・全ての子どもが安心して質の高い幼児教育 を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の 観点から、幼稚園就園受助費補助制度におい て公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の 格差軽減を図る市町村の取組を促進します。	①幼稚園就園奨励事業	保護者の所得状況に応じて 経済的負担を軽減するととも に、公・私立が推園間における 保護者負担の格差の是正を図 ることを目的として、入園料、保 育料を軽減する就園奨励事業 を実施している市町村に対し、 、国が1/3以内の補助を行 う。	_	_	軽減する就園奨励	軽減する就園奨励 事業を実施している	- 平成30年度は、私立幼稚園に通学する幼児1,669名の保護者等の経済的負担を軽減。 われ元年度は、私立幼稚園に通学する幼児1,201名の保護者等の経済的負担を軽減。	- 幼児教育の無價化に向けた国の動向 を踏まえ、実施主体である市町村におい て、十分な財源措置が求められる。 ・市町村間で、対象とする園児や多子世 帯・ひとり観世帯への対応状況、支給額 の水準等に差が生じている。	廃止	事業終了に伴い、今後、市町村で自主 的に公立幼稚園と私立幼稚園の保護者 負担の格差軽減を図る取組を支援す る。	教育庁	教育支援課
:	33 2		<ul> <li>質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼こ小連携の促進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。</li> </ul>		小学校区における公立幼稚 園を結節点とした保幼小連携 の体制構築(長幼小合画研究 会・保幼小連絡位議会、コー ディネーター配置等)	2,776	_	保幼州合同研修育 推進事業連絡協議 会(3円級育 会(3円級市) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	平成30年度で廃止	・平成30年度は3年目となる本事楽にうるま市、糸満市、豊月城市が参加した。 研修会などで本事業の推進や周知を図り、保幼ニ小の連携体制を構築すること ができた。幼稚園教育課程地区研究協議会等において、専門的な講義や研究 協議等を実施し、教員の資質向上や幼 権國教育の質の向上を図ることができた。	ネーターについて、市町村における人材 確保及び財源確保等が難しい状況があ	廃止	・子育て支援課と連携を図り、保幼小連 携を意識した体制作りを検討する。 ・研修会等をとおして保幼小連絡協議会 や合同研修会の開催、幼児・児童の交 流会の実施等の開催を保すとともに、保 幼小連携に関する実態調査を行い実態 を把握する。 ・可修会等をとおして幼児教育の質の向 上ビ戸雑型幼児教育」を推進する。 ・事業の実施条件等について市町村の 実態に応じた新たな保幼二小連携に関 する方策を検討する。	教育庁	義務教育課
				②幼児教育連携体制推進事業	市町村教育委員会又は保育 主管部局二幼外接検アドバイ ザーを配置し、幼児教育・保育 施設と小学校との連携体制を 構築し、幼児教育の充実とい 学校教育への円滑な移行を図 る。	_	4,541		小接続アドバイザー が配置された。(石 垣市、豊見城市、糸	ない場合、あるいは一人配置の場合 は、相談役として幼小接続アドバイザー	・幼小接続アドバイザーは、小学校教諭 免許状又は保育教諭。行政経験又は園 長等の経験をもっていることが条件と なっていることもあり、確保に課題があった。	継続	・認可外保育施設を含めた全ての幼児 教育、保育施設を対象とした取組となる よう必要性と理解を促している。 ・幼児教育班に配置する県幼児教育アド バイザーをスーパーバイザーとしての役 観を持たせ、市町村に配置する幼小接 練アドバイザーの資質向上や育成に努 める。	教育庁	義務教育課

				主な取組	I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	. 番号	81	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込	)額(千円) 取組・	<b>事業結果</b>	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
3	3		・「黄金(くがに)っ子応援ブラン」(県)に基づき、市町村と連携して保育所等の整備を促進するとともに保育土の確保等を図り、平成31年度末までの待機児童の解消を目指します。	①待機児童対策関連事業	待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援ブラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施図の配可化促進、保育土の確保等に取り組む。	H30年度 6,801,334	4,843,424 保育所等が64箇 所増加し、4,252人の	R元年度 保育所等が27箇 所増加し、1,164人の 保育定員が拡大し た。	・市町村が実施する施設整備に対する 交付金支援や認可化移行支援及び必 要な保育士の確保により保育所等の定 員が増加したことで待機児童数が減少し た。	多く保育所等の増設に伴う潜在需要の	継続	・待機児童解消に向けて、「黄金つ子応接プラン」に基づき、「沖縄県待機児童 対策協議会」を活用し、引き続き市町村 と連携し、保育所等の整備や認可外保 育施設の認可化促進、保育土確保など 総合的な取組を促進する。	子ども生活福祉部	
3	5 4		・ 乳効児期は、望ましい食習慣や生活習慣の 形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について 周知を図ります。	①保育所等における食育の取組	食育基本法に基づき、県民一人ひとりが生涯にわたって健全 な心身を培い、豊かな人間性を はぐくむことができるよう、食育 を推進する。	_	一 ブロック別児童福 祉施設給食関係者 研修会の推薦なの で参加者の呼びか けや、市町村保育主 管課等に食育関係 資料の送付を行っ た。	当職員研修会の実施し、食育に関する 保育士等キャリア アップ研修について	・保育所等における給食担当者の資質 の向上が図られたとともに、食育の重要 性について周知できた。	・課題等は特になし。	継続	・引き続き保保育所等給食担当職員研修会および食育に関するキャリアアップ 研修の実施等に取り組むとともに、市町 村教育、保育主管課等に対する食育関 係資料の送付を行うことで給食担当者 の資質の由とを図り、食育の重要性に ついて周知に努める。	子ども生活福祉部	子育て支援課
3	5		・市町村において実施している夜間保育所や 延長保育、地域型保育事業など地域の実情に 応じた保育サービスを支援するとともに、保護 者が安心して子育てができる環境整備に取り 組みます。	①延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、通常の利用時間分におい での利用時間分におい に児童を預じわる環境を整備する必要があることから、 健保育を実施することにより、 ないして子育でができる環境 の整備を図る。	104,467	24市町村、573か所 での実施であった。	24市町村、615か所 での実施であった。	・地域のニーズに応じ、延長保育事業を 実施する市町村を支援することにより、 子育て支援の充実を図った。 ・延長保育事業は、24市町村、615か所 での実施であった。	ら、事業の実施状況について市町村から中間報告を求める等、適切に進捗管理を行うことにより、実績確定の円滑な実施に努める。	継続	・市町村計画に基づき、保護者のエーズ に応じた事業を実施する市町村を、引き 続き支援することにより、本事業を実施 する施設を拡大し、安心して子育でがで きる環境の整備を図る。	活福祉部	援課
3	6		・社会的養護を必要とする子どもに対し、温 かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境 の下で養育を提供できるよう、里報委託や児 童養護施設の小規模化等を推進します。	①児童保護措置費	小規模グループケア等を実施 する施設へ措置費の加算を行 い、児童養護施設等のケア形 態の小規模化を推進する。	234,304	ア等を実施する施設 へ措置費の加算を 行った。 ・小規模グループケ ア実施施設数(4施 設)	ケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。 ・小規模グループケア実施施設数(5施設)	・小規模化を進めたことにより、家庭的 な環境の中で職員と個別的な関係を 電視したきい細かなケアを提供すること が可能となった。 ・また・小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住 民と関わりを持つことが可能となり、子ど もの社会的自立を促すことにも繋がる。	継続して小規模化を進めていく必要がある。 ・本体施設から地域小規模児童養護施 設へ子どもを移す場合、環境の変化が 子どもに与えるストレスや影響を十分に	継続	・子どもの状態を十分に考慮したうえで、 継続して小規模化を進めていく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
		生活の 支援		活向上のための環境改	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模がループトア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	5,267	域小規模児童養護 施設を開設に繋がっ た。 もう1施設において	感染防止を目的として施設が衛生用品等を購入した場合に補助。児童養護施設の小規模化を目的に本事業を活用し	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高度ることが想度される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
	7		・全ての市町村が、妊娠期から子育で期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。 <no.4再掲></no.4再掲>	対策推進基金事業(好 振期からのつながる仕 組み調査検討事業) <no.4①再掲></no.4①再掲>	市町村設置を促進するため、 調査検討委会を設置し沖縄 県の目指すべき姿として骨子を 策定し、また、市町村向け研修 会を実施する。	7,396	回、行政說明会、研 修会を地域每(北、 中、南(上)を1 回開催人た。 人材管成部的材 保健所、集機関 別所人材育成の あり方を検討した。	たり、音が表示を ・ は、 ・ は 、 は 、 は 、 ま も は も も も も も も も も も も も も も も も も も	会」「母子保健コーディネーター養成研修 等の講演、研修会を実施し、延べ732 格が参加し、市町村のセンター設置への 意義について理解が深まった。 ・・センターを設置した市町村は、6市町村 となった。	算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健 コーディネーター等支援者の具体的な別 計や連携のあり方等について関係機関 と共通理解を深めるとともに、センター機 能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センター導入にあたり、市町村に対し 利用者支援事業等活用できる国庫情報 の選供やその活用方法に関する相談等 の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産期メンタルへルス研修」の表行を行うにか、各保健 所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や、連 携機関札支えた事例検討をや意見交換会 管内市町村への個別支援等を実施 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 全市町村へのセンター設置への気遷を 高めるため、広報活動を行う。	部	課
3	8		・ 乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げ みがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむ し歯予防対策を推進します。	①歯科保健推進事業	市町村母子保健担当・保育担当、保育限額、排植園職員を対象に出着予防に関する研修会を開催する。開係機関の情報交換の場会議り、開開性する。市町村担当課及び保育所等へのフッ化物応用実施の支援を行う。	6,116	5,446 保育所での歯みが き及フツ化物洗口の 実施する市町村が 増えた。 2歳児歯科健診を 実施する市町村が 増えた。	設、学校等の関係 者対象にむし歯予 防に関する研修会を	・フッ化物洗口実施にかかる説明会等を 行い、安全性や効果についての理解を 得ることができた。 ・新規でフッ化物洗口を実施する保育施 設が増加している。	- 3歳児むし歯有病者率は年々減少し、 改善しているが、全国平均値に比較する と約10済高い状況にある。 - フッ化物については安全性や効果を疑 間視するという意見が一部に根強(残っ ている、	継続	・研修会等を開催し、科学的根拠に基づ いたむと歯予防対策の実施を更に推進 する。 ・市町村や保育施設におけるむし歯予 防の取組を支援する。	保健医療部	健康長寿課

				主な取組	l·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	番号	81	画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込		事業結果 	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
				②親子で歯っぴ〜ブロジェクト	沖縄県の乳幼児のむし歯有 病状況の改善を目的に、乳幼 原健康診査における歯科保健 指導の標準化のための環境整 備と、モデル市町村での取り組 みの効果検証を実施する。	12,665	のむし歯有病状況を 改善するため、乳幼 児健康診査におけ る歯科保健指導を	おける歯科保健指のの研修会を開催し、マニュアルや指導推断を表する場所を表する。これでは、中では、中では、サイブが、サイブが、サイブが、サイブが、サイブが、サイブが、サイブが、サイブが	・市町村や歯科保健指導者が、本事業で作成したマニュアルや指導用媒体等を活用している。 ・家庭での仕上げ磨きの実施率が事業開始後、年々増加している。	-3歳児むし歯有病者率は年々減少し、改善しているが、全国平均値に比較すると約10%高い状況にある。	継続	・発育段階に応じた適切な仕上げみがき 実施を効果的に促せるようマニュアル及 び歯科保健指導媒体の設定を行う。 ・モデル市町村での取組の効果検証を 行う。	保健医療部	健康長寿課
40	9		・ 認可保育所の定員に空きがない等の理由 により、認可外保育施設を利用しているひとり 親家庭等の負担軽減を図ります。	①ひとり親家庭等認可 外保育施設利用料補助 事業	認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合 に、当該施設に対して減免相 当総を補助する、(補助上限 額:月額 28,000円)	57,444	あった21市町村に対して補助を行った。 ・支援対象保護者: 342人	して補助を行った。	・ひとり観家庭の待機児童が発生している市町村において本事業が実施されており、対象要件を満たす県内のひとり親家庭等に対し、本事業による支援が行き届き、生活の安定と自立の促進に寄与した。	等に支援が行き届くよう、市町村における事業実施の予算確保や、認可外保育施設の協力、対象者への制度周知が必	継続	幼児教育・保育の無償化の対象となる 児童が、0~2歳の非課税世帯と3~5歳の全世帯の子どもであることより、無 億化の対象とならない児童である0~2歳の課税世帯に対して支援の実施を行 い、認可保育所に入所できないひとり親 家庭の児童の支援を継続する。		青少年・ 子ども家 庭課
41	10		・ 病児保育については、地域の実情に応じた 市町村の取組を支援することにより、低所得世 帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受 けられるよう取り組みます。	①病児保育事業	多様なニーズに対応した子育 て支援の充実を図るため、市 町村が実施する病児保育事業 に対して助成する。	61,762		15市町村、23施設で	・病児保育事業を実施する15市町村23 施設に対して運営費を補助し、年間延べ 10,845人の児童の利用があった。		継続	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組む。	子ども生 活福祉部	子育て支 援課
42	11	経済的 支援	・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的 に実施している子どもに関する医療費助成に ついて、窓口での支払いが不要となる現物給 付制度の市町村における実施を引き続き支援 します。	①母子家庭等医療費助 成事業	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	319,519	保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村	保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が		H28年度から自動償還の導入に向けて、市前村に対してシステム改修費の補助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を確認し、確認の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況を確認しながら他の医療費助成制度(こそも医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い、課題の整理を行う。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
				②こども医療費助成事 業	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全 期治療を促進し、こどもの健全 な育成を図るため、市町村が 行うこども医療費助成事業に要 する経費について補助を行う。	1,460,259	いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象	いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象 に、1.825.088件の医	ついては中学卒業までの児童を対象 に、1,825,088件の医療費助成への支援 を実施した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向におり、展内でも対象年齢の拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡充にあたっては、市町村間の権 放状況、市町村間の権 後及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討 する必要がある。	継続	・通院の対象年齢の拡大については、 中学卒業までを視野に入れながら、引き 続き市町村と協議を進める。		保健医療 総務課
(2)	小・中	学生期		<u>I</u>			<u>'</u>	l .	l .	<u> </u>		1		1
43	1		・学校教育において自ら学び自ら考える力を 学がを保障するため、少人数指導や、 習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学 習支援員及びボランティアを確保することな ど、学習支援を実施します。	に係る加配教員活用事	日々の授業における指導体 制や指導方法の工夫改善を図 るため、TTや人数指導を行 い、児童生徒一人一人の習熟 の程度に応じた指導を行う。	_	- 254名が配置され、指導方法等の エ夫改善(学習支援)を行った。	197名が配置され、指導方法等の エ夫改善(学習支援)を行った。	授業を行い、学校全体の授業力の向上 に取り組んだ。	・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組であったが、児童生徒の直接的な指導に高いた傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・沖縄県学力向上推進5か年ブラン・ブロシェクトIIに示された学化の質を高め 6投棄改善の推進において投棄改善 リーダーは学校の要として学校全体の 授業改善を進めていく。	教育庁	義務教育課
				②30人以下学級、少人 数学級の推進	児童生徒が生活習慣や規範 意識を身に付け、基本的学力 向上を図るため、公立小・中 学校を対象に義務標準法で定 める学級編制の標準を下回る 学級編制を行う。		6年生及び中学校1	6年生及び中学校1 年生で30人または	りきめ細かな学習指導を行うことができ た。	・少人数学級の推進にあたっては、学級 数増加による教職員増加のため、教職 員定教の確保に努める必要がある。 ・中学校2年生及び3年生における少人 数学級の実施に当たっては、各教科担 任の持ち時数増加に伴う業務量増加の 課題がある。 ・少人数学級の推進による学級増に伴う 教室の確保については、市町村で行うこ とどなるので、連携を図りながら対応す る必要がある。	継続	・市町村教育委員会、中学校長会と連携し、今後の少人数学級のあり方を検討する。	教育庁	学校人事 課

			主な取組	I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込) H30年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
44	2	・実践的な研修で教師の授業力の向上を図 るととれて、研修で得た指導方法等を他の教師 へ波及させることにより、全校体制で児童生徒 の学力向上に取り組みます。	①教員指導力向上事業	(目) 地区別ブロック型研究事業 〈算数、数学、英語〉を実施した。 (2) 各地区で授業改善研修会 (国語)を実施した。	3,830	研究会(100回)達 成率100%(2)授業 改善研修·小学校国 語授業改善研修·分 (6地区12回実施) 中学校国語教諭 集改善研修会(6地	研究会(100回)達成率100%(2)授業改善研修·小学校国語授業改生回案施修。中学校国語教施授集的。中学校国語教施授集改善研修会(6地	では、小学校は平均正答率が全国水準 を維持している。中学校でも全国との差 を縮めている。 (2各教育事務所担当と国立教育政策 安所教料調査官が研修内容を事前に調 整したり、指導家の検討を行うなど、本 東のサカに係る影解祭以に向けた授業 改善の取組の充実が図られている。	要がある。 ②思考カ・判断カ・表現力等を育む授業 づくりを実現するために、国立教育政策 研究所教科調査官との理論研修会の持 ち方や授業指導案検討等を、計画的・効	継続	①中学校の学力向上のために重要である「主体的・対話的で深い学び」を育む 授業実現に向けた授業な善を推進する ために、国立教育政策研究所教科調査 官や大学教授から最先端の理論と実践 について講話、助言を得られる研修会を 実施する。 ②中学校改善リーダー、中堅教諭を対 象とし生徒指導力(児童生徒理解・個別 指導・集団指導)を高める研修を行う。	教育庁	義務教育課
45	3	・全ての児童生徒の学力が保障されるよう、 学校支援訪問等を通した学校への授業改善の 助言や、市町村が配置する学習支援員の効果 的な活用法についての情報提供等を行いま す。	①学力向上学校支援事 業	学力向上推進室が学校を直接的問し、訪問校の授業改善 接訪問し、訪問校の授業改善 を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	8,871	10,394 (1) 学校支援訪問 を254校で実施 した。 (2) 授業改善支援 員を6名配置し た。	(1) 学校支援訪問 を249校で実施 した。 (2) 学校運営アドバ イザーを7名配置し た。	-学校支援訪問は、平成25年11月から 令和2年3月までの7年5か月で、のペ 1700枚以上で実施している。全国学力・ 学習状決調査の平均正答率において は、小学校・中学校ともに全国水準を維 持し、中学校は全国平均との差を縮小し ている。	-より効果的に授業改善を推進するため、学校課題の解決に向け、組織マネジメントに関わる支援を行う必要がある。	継続	・学校運営アドバイザーによる学校組織マネシメントのさらなる充実及び学校支援訪問における校内研究の充実に向けた助言・支援を行う。		義務教育課
46	4	・学校において個々の学力を伸ばすために、 個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。	①指導方法等工夫改善 I二條合加配教員活用事 業 <no.43①再掲></no.43①再掲>	日々の授業における指導体 制や指導方法の工夫改善を図 るため、TTや人数指導を行 い、児童生徒一人一人の習熟 の程度に応じた指導を行う。	_	<ul> <li>254名が配置され、 指導方法等の工夫 改善(学習支援)を 行った。</li> </ul>	197名が配置され、指導方法等の れ、指導方法等の 工夫改善(学習支援)を行った。	日々の授業における指導体制や指導 方法の工夫改善を図るため、TTによる 授業を行い、学校全体の授業力の向上 に取り組んだ。 ・その結果、昨年度の全国学力・学習状 況調査が小学校においては全国平均を 維持・中学校においては、改善傾向に ある。	- 学校全体の授業力を組織的に向上させる取組であったが、児童生徒の直接的な指導に偏った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・沖縄県学力向上推進5か年ブランブ ロジェクトIIに示された学びの質を高め る授業改善の推進において投票改善 リーダーは学校の要として学校全体の 授業改善を進めていく。	教育庁	義務教育課
47	5	- 全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。	①校内研修の実施	貧困対策に対する教員の理 解促進のため、他部局併任職 員による校内研修や学校訪問 等を実施する。	_	<ul><li>学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施</li></ul>	学校訪問、各種研 修会、行政説明、免 許状更新講習等の 実施		・校内研修の実施については、年間計画で実施期日が設定されており、時程内での運営においてまとまった時間の確保は難しい状況である。	継続	・未訪問校への学校訪問の実施(小中学校) ・生徒指導主事や教育相談担当、養護 教諭等の関係職員への理解促進を図 る。 ・各教育事務所主催の研修会におい て、教諭に向けた研修会の実施。	教育庁	義務教育課
48	6	・ 学校における具体的な支援として、子どもの 貧国に関する理解を深め、子どもに自己肯定 感を持たせる教育方法を研究するため、教員 免許状更新講習における関連講習や校内研 修等の開設を促進します。		学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善 を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	8,871	10,394 (1) 学校支援訪問 を254校で実施 した。 (2) 授業改善支援 員を6名配置した。	(1) 学校支援訪問 を249校で実施 した。 (2) 学校運営アドバ イザーを7名配置し た。	・学校支援訪問は、平成25年11月から成31年3月までの5年5か月で、のべ100枚段以上で実施している。全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。	・より効果的に授業改善を推進するため、学校課題の解決に向け、組織マネジメントに関わる支援を行う必要がある。	継続	・学校運営アドバイザーによる学校組織 マネジメントのさらなる充実及び学校支 援訪問における校内研究の充実に向け た助言・支援を行う。	教育庁	義務教育課
			②家庭教育支援「やなれー」運動充実事業(H30まで実施教育力展) (H30まで家教育力展) (地) でなれー」事業) 家庭教育支援アドバイザー養成講座(教員免許状更新講習/校内研修)	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	31,606	ターにおいて教員免	イザー養成講座を実施し、63名のアドバイザーが誕生した。 夢実現「親のまなびあい」プログラムを 183回開催し、8割以上の参加者から肯	いて、教員免許状更新対象者、幼小中 高の先生方が一堂に会して本講座を受 講し、家庭教育を地域全体で支援してい くことの重要性を確認することができた。	るため、家庭教育や子育でに関する知 識や技能を学ぶ機会を提供する必要が	継続	・教員免許状更新講習についてはH30年 度で廃止。 ・令和元年度以降は、これまで養成した 家庭教育支援アドバイザーや夢実現「親 のまなびあいプログラムを活用し、各市 町村教育委員会が主体となった家庭教 育支援の取り組みが推進されるよう支 援を行う。	教育庁	生涯学習 振興課
49	7	・ 全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高 めるための教育を行います。	①支持的風土をつくる 学校・学級経営等	生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施し、『学力向上推進 プロジェクト II 方策3』を推進す る。	1,115	1,228 6教育事務所におい て、「学力向上推進 プロジェクト方策5」 の推進に係る生徒 指導(生徒会)担当 者研修会を実施。	6教育事務所において、「学力向上推進 プロジェクトII 方策 3」の推進に係る生 徒指導(児童会)担 当者研修会を実施。	・方策5に係る、児童会組織と学級組織 との連動による「自治的な活動」の必要 について理解を深めることができた。 「生徒指導」の在り方や捉え方につい て、先生方に「気付き」を与えることができた。	・児童生徒組織の整えをさらに進め、これを通した「自治的な活動」の展開。 ・小学校における組織的に展開する「自治的な活動」についての事例の発掘。	継続	・小中学校における「学力向上推進プロジェクトⅡ 方策3」のさらなる推進を図 ジェクトⅢ 万策3」のさらなる推進を図 ため、6教育事務所における「生徒指導 (児童会、生徒会)担当者研修」を実施 する。	教育庁	義務教育課

				主な取約	且·事業(Plan)		主	な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	. 番号	å	+画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込)名 H30年度 R			業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
50	0 8		児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、 教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。	①キャリア教育推進事業 (H30までキャリア教育 支援事業)	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践 あり、 あり、 あり、 の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図 る。	_	-	キャリア地区講座に おいて、学校教育全 体(授業、行事、HR 活動)に関わるキャ	キャリア地区講覧官 おいて、学、行事、HR 付妻、関わるキャリア教育の実践論及 で要理者向け特に、教研修 会等の開催から完全 等の配件を表示といる。 をもいる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と	・キャリア教育担当教諭向けの研修会を 開催し、教員のキャリア教育実践力の向 上が図られた。	・令和2年度から完全実施になる「キャリア・バスポート」の円滑な実施に向けた研修会等の実施。	継続	・キャリア教育の所管である県立学校教育課と連携して、キャリア教育の推進プラン(仮、児童生徒の社会の・職業的自立につなげるための「沖縄県キャリア・バスポート」を作成し学校への周知を図りたい。・県立学校教育課の所管でありキャリア 地区講座をより元実させるためにキャリア教育年間計画の具体的な作成の手順やそれら老とに「キャリア・バスポート」に反映させるための具体的な方法を演習等を通して実施する。		義務教育 課
5	9		・地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。		地域住民等の参画を得て、学 校上協働で教育活動を行う社 組み(地域学校協働本部)をつ くり、学習支援をはむし様々な 「意動を実施することにより、地 域の教育方の向上を図る市町 村の取組を支援する。	46,154		地域学校協働本部) において、事業が実 施された。	地域学校協働本部) において、事業が実施された。 ・延べ184千人のボ	域学校協働本部)において、地域人材を 活用した授業の補佐やクラブ活動支援、 登下校の見守り、環境美化、学習支援、 体験交流活動などが実施され、日々の	周知に反映させる必要がある。 ・事業に携わる関係者等の可修会の充 ・事業に関い、事業課題に対応できるような 関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの 説明を行うに同時に、各地域の学校支 接や地域住民活動の現状、ニーズを把 握する。 地域と学校をつなぐ役割を担う地域 コーディネーターと地域連携担当教員の 関係強化につなかる研修内容を企画 し、地域と学校の連携を一層推進する。 ・県推進委員会において、事業の効果 的な推進について検討するとともに、 様々な分野からの意見を取り入れ、連 携を図っていく。	教育庁	生涯学習 振興課
5:	2 10		・ 地域住民等の参画を得て、小中学校等にお いて放課後や週末等に余裕教室を活用し、 童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後,子ども 教室)をつくる市町村の取組を支援します。	携協力推進事業	地域住民等の参画を得て、小 中学校等において放譲後や週 本等に余裕数をを活用し、児 童生徒の安全・安心な活動拠 点(放課後子ども教室)をつくる 市町村の取組を支援する。	31,708		室では、学習支援活動、スポーツ活動、 体験活動等様々な	で事業が実施された。 ・各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々な	・平成30年度は、21市町村148教室で事業が実施され、参加した兄童の運べ人数は171千人、参加した人の延べ人数は134千人であった。 今和元年度は、21市町村153教室で事業が実施された。前年度に比べ、5教室増となり、事家の拡充が図られた。また、参加した児童の延べ人数は21千人人、参加した大人の延べ人数は21千人となり、多なの大人が子どもちへの教育活動に関わることで「地域の子どもは地域で守り育てる」気運が高まった。	の状況把握を行い、各地域に応じた効果的な事業の周知を図る必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの 説明を行うと同時に、各地域の放課後 対策の現状、ニーズを把握する。 ・事業に携わる関係者等の研修会にお いて、ボランチグを確保する(仲間を管 やす)ための手法などを題材に取り上げる。 ・県推進委員会において、事業の効果 的な推進について検討するとともに、 様々な分野からの意見を取り入れ、連 携を図っていく。	教育庁	生涯学習 振興課
5:	3 11		・経済的な理由や家庭の事情により、家庭で の学習が困難であったり、学習習慣が十分に 身についていない児童生徒を対象に、教員を 志望する大学生や地域住民等の協力により、 学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を 支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <no.51①再掲></no.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情 により、家庭での学習が困難で あったり、学習習慣が十分に身 についていない児童生徒を対 象に、教員を志望する大学生 や地域住民等の協力により、 学習支援(地域未来塾)を行う 市町村の取組を支援する。	46,154	44,752	おいて、地域住民等 による学習支援(地	おいて、地域住民等	・平成30年度は、11市町の26小学校・30 中学校において地域住民等による学習 支援・地域未来塾・が実施された。 ・令和元年度は、学力向上に向けた取 緒を推進したことで、6市町村の21中学 校において、地域住民等による学習支 援(地域未来塾)が実施された。		継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等 を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習 振興課
5	12		・ 児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。	①コミュニティ・スクール に係る調査等の対応	文部科学省からのコミュニ ティースクール事業希望調査 コミュニティースクール事業指 定検討状況調査などをとりまと めて報告する。	-	_	ティースクール指定 を受けている。市町 村教育委員会に対 して依頼があれば情	ティースクール指定	ティースクールの設置を検討中である。	・コミュニティースクール導入の主体は、 設置者である市町村教育委員会となっ ているため、関係機関との連携を密にす る必要がある。	継続	・先進的に実施している他県の取り組み の成果や課題を踏まえながら、現在、コ ミニティースクールを導入している市町 村の推進事業の取り組みについて、学 校訪問等を行い情報を収集し、必要に 応じて市町村教育委員会に情報を提供 していく。		義務教育課
5:	13	教育の 支援	・学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。	報事業	徒に支援が属なうにするため、テレビやランド等を通して 県民に広く制度の周知・広報を 行うとともに、全児童生徒へ配 布できるようリーフレットを作成 する。	22,434		いて、テレビやラジ オCM、コンビニ広 告、WEB広告、関連 施設にてポスター掲 載やリーフレット配 布等を行ったほか、 マ児童生徒へリーフ レットの配布を行っ た。	いて、テレビやラジオでM、コンビニ広 告、WEB広告、関連 施設にてポスター掲載やリーフレット配 布等を行ったほか、 全児童生徒へリーフ レットの配布を行った。	マイナスイメージの払拭にもつながった。 ・リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、周知の取組を支援することができた。	る、準要保護者への就学援助について、市町村間で 援助費目や認定基準、 周知方法、手続方法等に差が生じている。	縮小	ジオ)を通して引き続き全果的な周知を行う。 ・全児童生徒にリーフレットの配布は引き続き行う。	教育庁	教育支援課
				②沖縄県子どもの貧困 対策推進基金事業(市 町村支援事業)	就学援助の充実を図る事業として、平成27年度と比較礼新規 以は拡充分して実施する事業 に必要な経費に交付金を交付 する。	383,718		業を実施し、就学援助の認定基準の見直じ等のほか、新入学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助	業を実施し、就学援助の認定基準の見か、入学の目が、入学の目が、入学の目の表質が行政を可支統では、対しているでは、対している。 では、	格要件の見直しや単価見直しなどが行われている。 - 上記、見直し等により就学援助対象人数が増加し、保護者等の教育費等負担軽減が図られたものと思料する。	- 自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。	継続	- 継続して、必要な児童生徒に対し援助 が届くよう就学援助の充実を促進する。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課

			な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(		取組による成果及び			題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
Ν	lo. 番号	- 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) 名称	内容	決算(見込 H30年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
ţ	56 14	・ 市町村と県の協議の場の設置等により、保 護者に対する就学援助制度の効果的な周知 方法、県内外の好事側積報提供など制度を 利用しやすい環境の整備を促進します。			<ul><li>9月に市町村担当 者連絡会議を開催</li></ul>	者連絡会議を開催 し、他自治体の対象 費目や単価、周知 方法及び他県自治 体の先進事例等を 紹介し、就学援助事			継続	・全国都道府県教育長協議会等を通して 同国に対して十分な財政措置について 引き続き要請していく。 ・他自治体の取組状况を共有し、意見交 接を行い制度が効果的に実施できるよう。市町村担当者会議を引き続き開催す る。 ・新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給など、制度の拡充や周知徹底にあ たっては、子どもの貧困対策推進交付 金の活用を促す。		教育支援課
ţ	57 15	・ 就学援助制度の適切な適用を図るため、市 町村における学級担任や学習支援員等に対す る校内研修等の取組を促進します。 (No.55①再掲)	知広 連続全議や通和等で小中学 校における学教担任や学習支 援員等に対する校内研修等の 取組を促すとともに、制度の間 知に活用できるリーフレットを作 成する。		月にかけてテレビ、 ラジオによる広報を 行った。また、平成 31年2月~3月にか けてはテレビ、ラジ	いて、テレビやラジ オCM、コンビニ広 告、WEB広告、関連 載やリーフレット配 布等を行ったほか、 全児童生徒へリーフ レットの配布を行っ た。	種類)の作成・提供 ・各市町村が周知活動で活用できるよう、カスタマイズ可能な広報用リーフレッ	・市町村単独事業として実施されている。、準要保護者への就学援助について、市町村間で提助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	縮小	・今後は県の広報媒体手段(テレビ、ラ ジ後)を適して引き続き全県的な周知を 行う。 ・全児童生徒にリーフレットの配布は引 き続き行う。	教育庁	教育支援課
į	58 16	・ 障害のある児童生徒等への支援の充実を 図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じ た支援を行います。	学奨 県立特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的 負担を整減するため、その負担能力の程度に応じ、就学の ために必要な経費について支援を行う。	260,158	249,094 県立特別支援学校21校において支援を実施した。	県立特別支援学校21校において支援を実施した。	- 平成30年度は、2,256名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。令和元年度は、2,276名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。	ある。	継続	・継続して就学支援に取り組むとともに、個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、提出書類の一部を省略する等、更なる保護者等負担の軽減を図っていく。	教育庁	教育支援課
ţ	59 17	- 障害のある児童生徒に対して、小学校の早 い段階からの適切な対応と個別の学習支援な 化等(インクルーシ ど、きめ細かな指導を促進します。 育システム整備事	ブ教に係る校内支援体制の構築を	5,614	成研修764名、幼稚 園特別支援教育実 践研修226名、小中 特別支援学級·通級 指導担当者研修	管理職研修616名、 コーディネーター養 成研修747名、幼稚 園特別支援教育実 践研修264名、小中	校(幼小中高特)を対象に、管理職研修・コーディネーター養成研修等により	の校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、 児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上が	継続	・インクルーシン教育システムの重要な 観点としての「個別の教育支援計画」及 び「個別の指導計画」の作成率の向上と 図名ため、全ての管理職への周知と当 該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修体展 し、インクルージン教育シスト構築! ついての周知と理解を促す。 ・コーディネーター養成研修等により教 員の資質向上を図るともは、個別の教 育支援計画の活用を通した情報の共有 「支援対画の活用を通した情報の共有 により、校内支援体制の充実、関係機関 との連携を図る。		県立学校 教育課
		②特別支援学級計 件の撤廃	置要 特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件を撤廃し、1人でも設置可能とする。	_		対象児童生徒1人 からでも特別支援学 級を設置できた。 ・小学校970学級、 5,073人 ・中学校365学級、 1,768人		・特別支援学級設置の下限撤廃により、 教室や教員の確保に努める必要があ る。	継続	・今後も引き続き対象児童生徒が1人からでも特別支援学級の設置は可能とする。	教育庁	学校人事課
•	60 18	- 義務教育未修了者や不登校等で形式卒業 となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。	調査 「公立夜間中学校等設置検 討委員会と開催し、対象者の ニーズン設置場所、実施主体 等の検討を行う。	7,689	574 夜間中学の設置 主体や設置規模 等、その在り方の検 討に資するため、県 民のニーズを帳は 代理することを目的 に調査を実施した。	るニーズ調査報告 書を作成し、広く現 状を共有することが	本調査により、夜間中学の対象となる方が55人いることや、夜間中学に通わせたい人が身近にいるなどの回答から、夜間中学に対象となる可能性のある人が410人(内、個人が確認できる人128人)いることがわかった。  ニーズ調査の結果を踏まえて、設置場に、設置と体の検討を行い、4つの案に絞ることができた。	調整が必要であり、事業スケジュールを綿密に立て情報を取りまとめる必要があ	新規	市町村情報交換会を開催し庁内会議に て掌握した内容を報告し具体的な設置 案を決定していく。	教育庁	義務教育課
(	51 19	・ 教育扶助については、義務教育に伴って必 要な費用が学校の長に対して直接支払うこと が可能となっている仕組みを活用し、目的とす る費用に直接充てられるよう適切に実施しま す。	生活保護法第32条第2項により、教育扶助のための保護 金品は、被保護者の通学する 学校の長に対しても交付できる こととなっているので、これを活 用する。		務所において、小中 学生のいる生活保 護世帯の教育扶助	務所において、小中 学生のいる生活保 護世帯の教育扶助 費の一部について	<ul> <li>教育扶助費を学校長に直接払いすることにより、給食費等の滞納の削減につながった。</li> </ul>		継続	・教育扶助については、扶助費が生活 費に費消されることのないよう、世帯の 生活実態を把握しながら、学校長への 直接払いを進めていく。	子ども生 活福祉部	保護·援 護課

			主な取組・	·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
٨	lo. 番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称			)額(千円) 取組・国 R元年度 H30年度	業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
•	20	エーション、文化、スポーツ等の機会を提供す 対策事	事業(市町村事業)			1,031,774 市町村が設置する 子どもの居場所において、キャリア形成 等支援活動の一環 として、芸術活動等 の体験活動も行うよ う、普及促進に努め た。	市町村が設置する 子どもの居場所にお いて、キャリア形成 等支援活動の一環 として、芸術活動等	・市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成寺支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動の充実が図られた。 ・子供の居場所の設置数 H30 26市町村139箇所 → R1 26市町村148箇所 → R1 26市町村148箇所 → R1 26市町村148箇所 → R1 22市町村79箇所 → R1 22市町村79箇所 → R1 22市町村79箇所	い子供の居場所の実態把握と、居場所	継続	・取組の成果や好事例の共有等を行い、更なる普及促進を図る。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
•	33 21	・ 低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流 の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる 力を育む取組を促進します。		県内の青少年を他県に派遣 し、変歓交流・学習の機会を設 けることにより青少年の健全育 成を図る。	7,644	月に小中高生180名 を九州へ、12月に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月に小中高生180名 を九州へ、12月に小 中学生84名を兵庫 県へ派遣とし、 験活動 を行た。 うち低所。得世帯の 子ども5名に対し、	・平成30年度は269名、令和元年度は 264名の児童を県外派遣し、共同生活を 通じて協関性やコミニュケーション力を 育成することができた。	・研修の各プログラムが安全・円滑に行われるよう、研修内容を再検討する必要がある。 ・幅広い年齢層の児童・生徒に研修を知ってもらう必要がある。	継続	・引き続き(公社)沖縄県青少年育成県 民会議及び教育庁と緊密に連携をとり、 事業実施体制を強化していく。	活福祉部	青少年・ 子と課
		②青少モデル	レ事業	無料塾等に通う子どもたちに対し、青少年の家を活用した体験活動等の機会を提供する。	4,927	少年の家を拠点として、計9回の体験・	家を拠点として、計4 回の体験・交流事業 を実施し、無料塾等 に通う延べ118人の		参加者募集の周知方法や参加者の選 定に配慮を要するため、関係機関と締 密な調整を行う必要がある。	廃止	- 県内全域での事業実施を終え、当初の 目的を達成するため、事業廃止とする。	教育庁	生涯学習 振興課
(	64 22	・生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保 護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等 事業(- と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況 に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充す るとともに、多様な進学希望に対応した学習支 援に取り組みます。	(子どもの健全育)	生活保護世帯を含む生活困 窮世帯の子どもに対する学習 支援事業	36,277	40,310 生活保護世帯を含む生活限額世帯のハ中学生に対する学習支援を、本島内の15町村で実施した。	む生活困窮世帯に 対する学習支援を、 本島内の17町村で	99人、令和元年度は104人の児童生徒 等を支援した。 ・支援児童生徒のうち、平成30年度は受 験生14人中14人が高校に合格し(合格 率100%)、令和元年度は受験生17人中	め、継続した事業の実施が必要である。 ・利用人数が定員の目安を下回っている 学習支援教室があり、対象者への周知 や通塾に向けた取組を強化する必要が ある。	拡充	- 継続して事業を実施するとともに、学習 支援に参加していない対象者の通整の 促進、及び通塾しやすい学習支援教室 の整備に取り組む。 ・利用人数が定員の目安を超過する学 習支援教室について、入塾申込の状況 等も踏まえ、受人体制の拡充を図る。	子ども生 活福祉部	保護·援 護課
		②子育ル事業	業	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童生 住に対止学習支援をまたその 親に対し養育支援等を実施す る。	336,919	中学生に対し、学習 支援を15町村19教 室で799人に、児童 扶養手当等の受給 世帯の高校生に対	中学生に対し、学習 支援を17町村23教 室で768人に、児童 扶養手当等の受給	・支援児童生徒のうち、中学3年生196 名中194名が、高校に合格した(合格率 99.0%)ほか、高校3年生146人のうち、 135名が大学や専門学校等を受験し、 115名が合格した(合格率85.2%)。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学齢期、学力ごとにきか細かが対応できる環境性りが必要となっている。・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももおり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	拡充	・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者。自治体等の意見を削くなど、継続的な事業施に向けて必要な調査等を実施する。・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
(	55 23	児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な 可能性を引き出していけるよう、学習支援を推 進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理 解者と触れ合う機会を作ります。	に対する学習支援 実	・養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった 児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、 退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	24,998	弁。入所児童に対し	への措置費に学習	習支援を行い、児童生徒の基礎学力の	等、様々な背景を持つ者が対象であり、	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を 促進していく。児童一人一人へのきめ細 やかな学習支援を促していく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
•	66 24	・ 子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、 地域の実情に応じて、食事の提供や共同での 調理、生活指導、学習支援を行うともは、キャ リア形成等を行う市町村の取組を促進します。	事業(市町村事業) 11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居 場所運営支援連事業について、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。	937,273	整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H30市町村への国	業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置	供の貧困対策支援員が支援したほか、 のべ310,079人が子供の居場所を利用 し、子どもの対人関係や学習意欲等の	困難であるため、支援員や居場所が未	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
			食料提供の支援	JAファーマーズマーケットに おいて、生産者の善意により提 使される食料品(青果物)を、子 ども食堂など居場所を運営する 施設に寄付する取組づくりの支 援を行う。	_	した取組が継続され ていることを現場で	した取組が継続され ていることを確認し、 今後の取組の継続	・平成29年8月からJAファーマーズマーケットいとまんうまんちゅ市場をモデル店 線・一般社団法人教育集団会が運営する子どもの居場所をモデル事業者として、週2回食料提供をする取組がスタートした。	事業者へ、生産者と事業者の理解を得	継続	・モデル店舗、モデル事業者での取組に おいての課題等を検証し、他店舗へ順 次拡大していくことを検討する。	農林水産部	流通·加 工推進課

					l·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(		取組による成果及び	課題の検証(Check)		題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	番号	98	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
	25		・子どもの居場所が設置されていない小学校 区への居場所開設を促進するため、居場所開 設にかかる経費の支援や講座を実施します。	対策推進基金事業(子 ども食堂開設支援事 業)	子ども食堂の開設する団体に 対し助成する。 また、子ども食堂の運営者や 開設希望者を対象に研修を実 施する。			市町村社協などの 関係団体と意見交 換や調整を行ったう えで、補助金交付要 綱を作成した。	なげていくことが可能となった。	・子ども食堂開設希望者に対し、情報が 行き届くように周知方法の工夫が課題と なっている。	継続	・募集要項を作成し、子ども食堂開設希望者への周知に努める。募集のあった 団体に対し適切な審査を行い、補助金 を交付し子ども食堂の開設を支援する。	活福祉部	来政策課
68	26		子どもが安心して過ごせる居場所をさらに 充実するため、民間団体等の資金を活用した 居場所の設置を促進します。	分集事業/フ州の早担	子供の居場所ネットワークを 構築し、子供の居場所等に分の居場所等に対する中間支援を行うことで、居 場所の適営者や支援者がゆる やかにつながり居場所の活動 体制を強化し支えていく仕組み をつくる。	-	11,918 —	場所・市町村の取組 状況の確認を行い、 11月に沖縄県子供	・ネットワークづくりの検討のため、県内 各居場所・市町村へとアリングを行っ た。その後、11月に子供の居場所ネット ワークを設立し、記念シンポジウムを開 催した。 ・ネットワークの方向性や、中間支援の 方法等について話し合うため、支援検討 会を2回開催した。 ・ネットワークを活用し、県内外の企業等 による支援の受入を調整を行い、県内 各子どもの居場所へ配布を行った。	ため、ネットワークの取組について周知 広報に努める必要がある。 ・居場所の運営について抱える課題や 運営者の支援に関する悩み等について 解決するため、連絡会等を開催する必	継続	- 子供の居場所ネットワークの取組について開地広報を行い、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。	活福祉部	来政策課
69	27		- 専門的な個別支援を必要とする子どもに対 応できる居場所を設置します。	①沖縄子供の貧国緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業)	通常の子供の居場所では対 広が困難な課題を抱える子ど もに対し、専門的な個別支援を 行う拠点となる子供の居場所を 設置する。	<del></del>	32,197 —	持った職員を配置 し、不登校や引きこ もりなど、専門的な 支援が必要な子供	・R元年度においては、利用者数延べ 3,371名の子ども達に対し、来所での支援や訪問支援などを行った。 ・子どもに対してだけではなく、送迎(年間1,890回)の際に保護者に対しても様 植的にアプローチを行い、信頼関係を構 築しながら、世帯全体に対し支援を行 い、課題解決を図った。	保護者への支援は、子ども達の課題の 根本的な解決のため、必要であるが、過 度な支援は、居場所に依存し、かえって 世帯の自立を妨げる可能性もあることか ら、関係機関と連携し、慎重に行う必要 がある。 ・対象地域が県内南部県域と広域であ るため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験 豊富な方を雇用する必要があるが、人 材確保が難しい。	継続	- 通常の子供の居場所で対応関鍵と子 どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠 点型の居場所において、関係機関と連 携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
70	28		- 低所得世帯を含む全ての児童が放課後等 を安全・安心に過ごすことができる居場所を確 保するため、市町村と連携し、放課後児童クラ ブの設置を促進します。		放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境 設活用を促進し、クラブの環境 変善等を図るため、市町村が 実施する施設整備事業等に対 し補助を行う。	193,922	施設整備事業等に	施設整備事業等に 対し補助を行った。 ・施設整備補助:13 市町村21施設	・令和元年度の月額平均利用料(保育料からからでは、100円であり、平成26年度の月額平均利用料 10.115円と比較して954円の滅となり、利用者の負担が軽減された。	-クラブ数については、平成30年度の 452クラブから501クラブと増加しているも のの、利用ニーズの高まりにより、登録 できなかった児童数(平成00年度760 人、令和元年度670人)が高止まりの状 況にある。	継続	・登録できなかった児童数は2年連続で 議身でしているものの、高上まりの状況に あるため、放課後児童クラブの設置促進 を図る必要がある。 ・放課後児童クラブの平均月額利用料 が構ばいの状況にあることから、市町村 に対し、一括交付金を活用した放課後 児童クラブ支援事業の実施を促す必要 がある。	子ども生 活福祉部	子育で支 援課
71	29		<ul> <li>地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の 資質向上に関する取組を支援します。</li> </ul>	①児童厚生員等研修	児童館で従事する職員を対 象に、児童館の運営上必要な 知識及び技術を習得するため の研修を実施する。	452	のべ571人の児童館		・児童館職員に対して研修を実施することにより、平成30年度に改正された児童 をガイドラインなど、運営上必要な知識 や技術の習得が図られた。	・継続的に事業に取り組むことが必要である。 かる。 ・公設公営の児童館の児童厚生員の場合、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しい。	継続	・子どもの貧困対応が求められる状況下 で、子どもの居場所として児童館の果た す役割が見直されており、児童館職員 の資質向上を図る必要があるため、今 後も継続して児童厚生員等研修を実施 する。	子ども生活福祉部	子育で支 援課
72	30	生活の 支援	- 親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、子どもの 夜の居場所の確保を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対 策支援員配置事業と子供の居 場所遭営支援進事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。	937,273	業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H30市町村への国	を実施するよう調整 を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置	・R元年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に118人が配置され、子供の居場所が26市町村に148箇所設度された。 ・R元年度においては、のべ6.371人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ310.079人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	困難であるため、支援員や居場所が未	継続	- 事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。		子ども未来政策課
73	31		・対人関係や家庭の問題など複合的な困難 を抱えた子ども・若者が、孤立することなく、社 会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置 や活動プログラムを行う地域の活動を支援しま す。	援事業(NPO団体等補	社会生活を営む上で困難を 有する子ども・若者を支援する 活動を行うNPO団体等に対し 活動費を助成する。	11,593	10,493 困難を抱える子ど も・若者の支援活動 を行う6団体に対し、 助成した。	も・若者の支援活動	- 困難を抱えた子ども・若者の支援活動 を行う6団体に助成し、相談、居場所、 活動プログラム及び訪問支援を延べ 2,749人に行った。	・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点に地 る一方、助成した団体の活動拠点に地 域的な偏りがあることから、各関係機関 と連携し、全県的な支援体制の構築に 向けて取り組む必要がある。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携も 連携し、全県的な支援体制の構築に取 り組む。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
74	32		・ 児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や 歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進すると ともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とさ れた児童生徒に対し、受診を勧奨するととも	①養護教諭の研修	養護教諭への研修会を実施 し、学校歯科保健の推進を図 り、う歯等の歯・ロに関する健 康課題の解決を図る。	_		とした地区別及び県	健康診断の事後措置や歯科未受診者 への対応等に関する研修会を実施し た。	各学校の実情に応じた歯科未受診者 への対応	継続	・各学校の実情に応じた歯科未受診者 への対応		保健体育課
			れに元星工徒に対し、文部で制架することで に、対策を講じます。	②歯科保健推進事業 <no.39①再掲></no.39①再掲>	むし歯を予防するため、子ども の発達段階に応じた正しい歯 みがき習慣を身につけるよう推 進する。	6,116	間」等でむし歯予防 について歯みがき等	間」に加え、11月に 「歯がんじゅう月間」	・歯みがきの重要性等について、普及啓表することができた。 ・沖縄県歯科口腔保健推進協議会において、関係機関・団体間で、情報共有を図ることができた。	・児童生徒のむし歯は年々減少傾向にあるが、全国ワーストの状況が続いている。 あるが、全国ワーストの状況が続いている。 ・・歯みがきに加え、フッ化物を応用することでむし歯予防効果が高まるが、フッ化 物については安全性や効果を疑問視するという意見が一部に根強く残っている。	継続	・学校歯科保健開係者に対する研修会等を開催し、科学的根拠に基づいたむし 歯予防対策の実施を更に推進する。 ・沖縄県歯科口腔保健推進協議会を開 催し、学齢期の歯科保健に関して関係 他し、学齢別の歯科保健に関して関係 機関・団体と情報を共有する。 ・「歯と口の健康週間」「歯がんじゅう月間」での啓発を行う。	保健医療部	健康長寿課

				主な取約	I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	5. 番号	8	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度		工業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
7:	5 33			①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <no.37②再掲></no.37②再掲>		5,267	- 児童養護施設2施 (3,931) 設で実施。 1施設において地域 小規模児童養護施 設を開設に繋がっ た。 もう1施設において	-	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高声ることが想度される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護 施設等に対し引き続き施設の小規模化 を促していく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
70	6 34		児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。		児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 及び態度を育て、児童がその 適性、能力等に応じた職業選 択を行うことができるよう、適切 な相談、助言、情報の提供、要 習、講習等の支援により職業 指導を行うとともに、就労及び 自立を支援することを目的とす る。	15,015	10,021 継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護 施設と施設において 職業指導員を配置し た。	- 職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の配置を検討し、要件を満たし必要性があると判断した場合、配置していく。・退所者へのアフターケアーの統一・強化。・退所後の動向を調査・分析した上で、今後退所する児童や在所児童への必要な支援支棄施。・施設間が連携し横断的な支援を退所者に実施するため、社会的自立支援事業の支援コディネーターを活用し連携を図る。	活福祉部	子ども家庭課
7	7 35		・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の 基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、 職業指導を行うととは、退所児童へのアフ サーケアとして就労及び自立に関する相談支 援を行う職業指導員の配置を拡充します。	立に向けた支援	児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 及び態度を育て、児童がその 適性、能力等に応じた職業選 がを行うことができるよう、適切 な相談、助言、情報の提供、実 習、講習等の支援により繋び 自立を支援することを目的とす る。	15,015	施設3施設において	施設2施設において	-職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。	- 職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の 配置を検討し、要件を満たし必要性があ ると判断した場合、配置していべ。 ・退所者へのアフターケアーの統一・強 化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、 今後退所する児童や在所児童への必要 な支援を実施。 ・施設間が連携し横断的な支援を退所 者に実施するため、社会的自立支援事 業の支援コーディネーターを活用し連携 を図る。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
71	8 36		・ 放課後児童クラブの保育料について、市町 村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担 軽減を促進します。	①放課後児童クラブ支援事業 <no.70①再掲></no.70①再掲>	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境の書等を図るため、市町村が、実施する施設整備事業等に対し補助を行う。	193,922	施設整備事業等に 対し補助を行った。 ・施設整備補助:10 市村21施設	施設整備事業等に対し補助を行った。	- 平成元年度の月額平均利用料(保育料、おかつ代等を含む)は3,161円であり、平成26年度の月額平均利用料10,115円と比較して954円の滅となり、利用者の負担が軽減された。	・クラブ数については、平成30年度の 450〜ラブから501〜ラブと増加しているも 500〜利用ニーズの高まりにより、登録 できなかった児童数(平成30年度760 人、令和元年度670人)が高止まりの状 況にある。	継続	・登録できなかった児童数は2年連続で 減少しているものの、高上まりの状況に あるため、放課後児童クラブの設置促進 を図る必要がある。 、放課後児童クラブの平均月額利用料 が構ばいの状況にあることから、市町村 に入し、一括交付金を活用した放課後 児童クラブ支援事業の実施を促す必要 がある。	子ども生 活福祉部	子育で支 援課
				②沖縄県子どもの貧困 対策推進基金事業(市 町村支援事業(②)	放課後児童クラブ負担軽減 事業として、平成27年度と比較 し新規又は拡充分して実施す る事業に必要な終費に交付金 を交付する。	52,264	料負担軽減を図る 事業」を実施し、計 画値1,451名に対し	後児童クラブの利用	な負担軽減につながった。	施を各市町村へ引き続き呼びかけていく	継続	・各市町村における放課後児童クラブ負担経済事業の実施内容などについて、 各計画計画を持たるのではいません。 またの実施を呼びかけていく。 まの実施を呼びかけていく。	子ども生 活福祉部	子ども未 来政策課
79	9 37	経済的支援	・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的 に実施している子どもに関する医療費助成に ついて、市町村と連携して通院の対象年齢拡 大に向けて取り組みます。	②こども医療費助成事 業 <no.42②再掲></no.42②再掲>	こどもの疾病の早期発見と早 期治療を促進し、こどもの健全 な育成を図るため、市両村が 行うこども医療費助成事業に要 する経費について補助を行う。	1,460,259	いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象	いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象 に、1,825,088件の医 療費助成への支援	・令和元年度は、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については就学前まで、入院については中学卒業での児童を対象に、1,825,088件の医療費助成への支援を実施した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の 拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権 仮及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討 する必要がある。	継続	・通院の対象年齢の拡大については、 中学卒業までを視野に入れながら、引き 続き市町村と協議を進める。	保健医療部	保健医療総務課
81	0 38		・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。		ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成すること により、生活の安定と自立を支 援し、ひとり親家庭等の福祉の 増進を図ることを目的とする。	319,519	保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村	保護者及び児童が 医療費に要した自己	・ひとり観家庭等の保護者及び児童への 医療費を助成することにより、生活の安 定と自立を支援し、ひとり駅、生活の安 定と自立を支援し、ひとり駅を度等の福 祉の増進を図ることことができた。	・H28年度から自動償還の導入に向けて、市町村に対してシステム改修費の補助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を確認し、確認の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況を確認しながら他の医療費助成制度(こども医療費助成事業・重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い、課題の整理を行う。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

			主な取組	I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込		事業結果	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
81	39	・ 中学生・高校生の通学費について、バス運 賃等の負担軽減に取り組みます。	①中高生通学実態調査 事業	中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具 体的な制度の検討を行う。	H30年度	R元年度 H30年度 9,908 —	R元年度 高校生について は、県立局校全日 制・定時制の生徒へ 調査を行い、35,070 人から回答を得た。 (回収収率83.6%) 中学生について は、市町村等を通じ て調査を行った。	<ul> <li>調査により、バス通学の支援対象者数 (約5400人)等の実態の把握を行った。 バス通学に必要な支援割合、支援対 象者の検討を行った。</li> </ul>	・対象者へ過不足なく支援するための、 具体的な制度設計が必要となる。	新規	・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行った上で、令和2年10月から実施できるよう努めていきたい。	教育庁	教育支援課
(3)	高校生期					•	•						•
82	1	・学校における具体的な支援として、子どもの 貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定 既を持たせる教育方法を研究するため、教員 免許状更新講習における関連講習や校内研 修等の開設を促進します。 <no.48再掲></no.48再掲>	①家庭教育支援「やーなれー」運動充実事業(は30まで家庭教育力展で教育力展で教育力展で発育支援アドバイザー養成産(教員分) 計状更新講習/校内研修)	くるなど、家庭教育を支援する	31,606	ターにおいて教員免 許状講習が実施さ	イザー養成講座を実施し、63名のアドバイザーが誕生した。 親のまなびあいプログラムの進行役とし	・平成30年度は、北谷町文化プラザにおいて、教員免許状実新対象者、幼小中高の先生方が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。・令和元年度は、家庭教育支援アドバイザーとして新たに登録された63名が親のまなびあいプログラムの進行役として表地域で活動している。また、夢実関・頼のまなびあいプログラムの参加者の8割以上から肯定的な感想があり、家庭教育に対する意識付けへとつながった。	るため、家庭教育や子育てに関する知 識や技能を学ぶ機会を提供する必要が	継続	- 教員免許状更新講習についてはH30年 度で廃止。 ・令和元年度以降は、これまで養成した 家庭教育支援アドバイザーや夢実現・親 のまなびあいプログラムを活用し、各市 町村教育委員会が主体となった家庭教 育支援の取り組みが推進されるよう支 援を行う。		生涯学習 振興課
83	2	・ 高等学校中途退学者等に対し、学力検査を 課さず、志望動機を間で面接等で入学できる学 び直しのための高校や学科の設置などを検討 します。	①他県事例等の情報収 集	学び直しの高校や学科を設置している他県の情報収集を 行う。		— 他県の動向等資料収集を行った。	他県の動向等資料収集を行った。	・他県の動向を把握することで、今後の 施策を検討する上での材料を得ることが 出来た。	・高校を中退した生徒は、学校とのつながりがなくなることから、三一ゼの把握が がりがなくなることから、三一ゼの把握が 困難であり、どのように把握する方法が あるか検討する必要がある。	継続	・ニーズ把握が困難なため、どのような 形で実施すべきか検討材料が少ない。 ニーズ把握の方法について検討すると ともに、今後福祉部門とも情報交換を行 い、研究を継続する。	教育庁	総務課
84	3	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭で の学習が困難であったり、学習習慣が十分に 身についていない生徒を対象に、教員を志望 する大学生や地域住民等の協力により、学習 支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援 します。< No.53再掲>	①学校·家庭·地域の連携協力推進事業 <no.51①再掲></no.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で あったり、学習習慣が十分に身についていない生徒を対象に、 教員を志望する大学生や地質 住民等の協力により、学習支 援(地域未来塾)を行う市町村 の取組を支援する。	46,154	30中学校において 地域住民等による 学習支援、地域未来 塾が実施。対象まが 高校生まで拡大した ことを事業実施上した である市町村に対し	業実施主体である 市町村に対して、周 知を図った(高校生	で、6市町村の21中学校において、地域 住民等による学習支援(地域未来塾)が 実施された。	高校生まで拡大したが、県内の高校生	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習 振興課
85	4	<ul> <li>不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。</li> <li>No.22再掲&gt;</li> </ul>	①教育相談·就学支援 員配置事業 <no.22①再掲></no.22①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退 学が懸念される生徒等が多く、 支援を必要とする県立高等学 校へ就学支援員を派遣し、校 内外における支援体制の構築 と、アウトリー子支援、教育・福 社の公的支援と民間支援団体 による協働体制の構築を図る。	25,882	19課程に配置するこ	23課程に配置するこ	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、ROIの数学 支援員を派遣した学校における、カウン セリング等を実施した生徒は1,306人で あった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床 心理士・社会福祉士等)の有資格者の 人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り取組を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って いく。	教育庁	県立学校 教育課
86	5	・高等学校中途退学を防止するため、各学校 の中途退学対策担当者に対し、請演会や研究 協議の開催、関連事項の学習及び優やた取組 並びに子どもの貧困対策の情報共有などによ り、対策の強化を図ります。	当者連絡協議会及び中 途退学対策加配校連絡	議会及び中途退学対策加配校	_	- 校内中途退学対 策担当者連絡協議 会(60校)回開催)、 中途退学対策加配 校連絡協議会(1回 開催、参加者数15 名)を開催した。	校内中途退学対策担当者連絡協議会(60校1回開催)、中途退学対策加配 中途退学対策加配 中途退等協議会(20世界)、 中途域協議会(20世界)、 名)を開催した。	・連絡協議会を開催し、関連事項の学習 及び優れた取組並びに子どもの負围対 策の情報共有により、各学校での中途 選学対策に係る体制が強化された。		継続	・中途退学対策担当者連絡協議会につ いては、各学校の企画要望を考慮する。 ・中途退学対策加配校連絡協議会につ いては、より一層の他校との情報共有を 高め各学校の組織改革を図らせる。	教育庁	県立学校 教育課
87	6	・ 中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を 得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。< No.25再掲>	員配置事業	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、 実態を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校 内外における支援体制の構築 と、アウトリー学支援、教育・福 社の公的支援と民間支援団体 による協働体制の構築を図る	25,882	19課程に配置するこ	23課程に配置することができ、生徒1,306	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、ROIの就学支援員を派遣した学校における、カウンセリング等を実施した生徒は1,306人であった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床 心理士・社会福祉士等)の有資格者の 人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り取組を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って いく。	教育庁	県立学校 教育課
88	7	<ul> <li>高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。</li> </ul>	①高等学校等就学支援 金支出事業(高等学校 学び直し支援金)	保護者全員の合算額が住民 税所得割額50万7000円(年収 別10万円)未満の生徒に対し、 県立高校の授業料を実質的に 無償とする。	2,971	3,047 県立高校全日制 16人、定時制58人、 通信制214人に支給 した。	県立高校全日制 15人、定時制47人、 通信制250人に支給 した。	し、就学支援金が終了した後も学び直し 支援金を受給することにより授業料が無	・受給資格の認定にあたっては、申請書 を提出して認定を受ける必要があるが、 制度を理解していないことや、保護者が 所得未申告で書類を提出できないことが ある。	継続	・就学支援金終了後に学び直し支援金 が申請できることから、申請対象者を学 校で把握して生徒への柔 内を実施することで申請漏れがないよう に取り組む。	教育庁	教育支援課

No	. 番号	ĝ.	ト画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取利 名称	B·事業(Plan) 内容	決算(見込	主な取組・事業の状況(I )額(千円) 取組・導	Oo) I業結果	取組による成果及び 成果	課題の検証(Check) 課題	成果や課 展開方向	題を踏まえた今後の展開方向(Action) 展開方向(詳細)	担当部局	担当課
					高等学校等中途退学者が高 校に再入学して学び値す際、 卒業するまでの一定期間、授 業料に係る支援を行う。	H30年度 52,997	16,721 全日制高校1校、 通信制高等学校3校	R元年度 通信制高等学校4 校に通う生徒246人 に支給した。(支給 額16,721千円)	適う生徒96人に支給した。(支給額6,219 千円) ・平成29年度は、通信制高等学校3校及 び専棒学校高等課程1校に通う生徒80 人に支給した。(支給額,912千円) ・平成30年度は、全日制高校1校、通信 制高等学校2校及び専修校高等課程 1校に通う生徒87人に支給した。(支給 額52,997千円	・当該事業の対象となる生徒は、在学期間が長く、授業料にかかる高等学校等 就学支援金を受給することができない生 性が主である。これら生徒も家庭の経済 状況にかかわらず、安心して教育を受け 結ことが必要である。 ・何らかの理由で高等学校等を中途退 ・何らかの理由で高等学校等を中途退 学にたが、再度学び値す意思のある生 性は一定数存在しており、当該事業を含 む就学支援の制度の周知に今後とも力 を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校 や生徒保護者に対し、就学支援制度の 周知を徹底する。	総務部	総務私学課
89	8 8		・高等学校進学後の就学継続を総合的に支援するため、県立高等学校への居場所設置の拡充に取り組みます。	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(県立高校の 居場所づくり運営支援 事業)	県立学校内に居場所(サポートルーム)を設置し、支援員を 配置。面談や相談等を通して 生徒の状況把握を行い、学校 信報を共日ながら学習支 援、生活支援、キャリア形成支 援、計箇支援等や、不参校及 び中途退学等を防止することを 目的とした就学支援を行う。	42,554	の居場所において、 支援を実施したほか、新規設置校の 調整を実施した。 ・5校における支援 人数(利用者数) 延べ16,430名	県立高校内(8校) の居場所において、 支援を実施したほ が、新規設置校の 調・8校における 動・8校における数 (人数(利用者数) 延ペ35,182名 実数 1,830名	・多くの生徒が居場所を活用することで、 学校生活の充実・変につながり、不登 校や中途退学の未然防止の機能を果た している。 ・校内居場所において、個別支援に加 え、食育イベント、学習支援やキャリア 形成支援・学生ボランテイアを活用した 交流支援等を実施。居場所支援員と教 職員の協働支援にり、不登校の未然 防止等、就学の継続に効果あり。(支援 体制の充実)	の協働体制の構築など、継続的に事業	拡充	- 1技(~H29年度)から10校(H30年度4 校追加、H31年度3校追加、R2年度2校 追加予定)へ設置校を拡充し多様な形 態の学校内居場所モデルを構築。 ・新規実施校の選定方針を策定の上、 同様または喫緊の課題を持つ県立高校 について、居場所設置の課整を行う。 - 居場所と学校の協働支援体制構築に 係るノウハウの共有等を実施する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
90	9		・高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を 育成するため、教員向けの研修会などを実施 するとともに、指定校にコーディネーターを配置 し、学校における教育活動全体を通したキャリ ア教育の実践・取組を支援することで、進路決 定率の向上に取り組みます。	業 (H30までキャリア教育	高校卒業時の進路決定率の 改善と教員のキャリア教育実 議力の向上及び学牧現場にお ける実践取組の普及推進を図 る。	10,377	置し、学校教育全体 に関わるキャリテ女 官の実践取組をか 衰した。配度的の キャリア教育成団・ を指導者を指現研修 へ派達すると投展を行 し、、教諭及公等の間 作し、、教諭及公等の間 催。配置校による研 催。配置校による研	置し、学校教育学生体に関わるキャリを に関わるキャリ教育の実践の組を支援した。配置校の キャリア者を指導者をといる。 に、先生を支援ともに、先生を に、先生を支援とした。 に、沖縄県キャリア教	において、学校現場におけるキャリア教 育の実践政組を支援した。また、年度末 には研究発表会を開催し、他校への情 報発信、共布ができた。 ・キャリア教育担当者及び管理者向け研 修会の内容をより充実させ、各学校にお いて学校の教育活動全体を通したキャリ ア教育に関する「全体計画」や「年間計 両」を作成する演習を行い、教員の実践 力向上を図った。 ・「沖縄県キャリア教育の基本方針」を県	善を図る必要がある。 ・小学校から高等学校までの12年間の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の効果的かつ円滑な実施に向けて、「キャリ	継続	・キャリア教育コーディネータを2校に配置し、引き続き、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援する。・キャリア教育協力校(コーディネータ配置校)におけるキャリア教育の充実を収むキャリア教育自主当者兼成研修への派遣を行う。・教員のキャリア教育実践力向上の支援を行うため「沖縄県キャリア教育の基本方針に沿った授業改善プログラムの開発を行う。	教育庁	県立学校 教育課
9	10		・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。	①定時制・通信制の学校における生徒指導	定時制・通信制における学校 において、アルバイトを推奨す る中から就労観を養い、その他 卒業後の就職につながるよう にする。	_	<ul><li>生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。</li></ul>	生徒に対しキャリ ア教育の観点から 情報提供等の支援 を行った。	・就労につなげることで労働への姿勢や 就学の必要性を学ばせることできた。	・これからも継続的に職業観を持たせる 生徒支援を行う必要がある。	継続	・アルパイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルパイト先を 対職につなげたり、職等的自立に向け た職業訓練等の情報を提供し、円滑に 職業につなげられるよう支援する。	教育庁	県立学校 教育課
92	2 11		・ 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度などを活用し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組みます。	①県外進学大学生支援 事業	県外難関大学等への進学を 推進する給付型奨学金制度を 副設し、県内高等学校生徒の 大学等進学率の改善に取り組 む。	47,660	要学生へ月額奨学 金を給付した。 ・募集・選考を行って 候補者等の追定大 学の中から指定大 学合格者25名を美 学生として採用、入	候補者等を選定し、 その中から指定大 学合格者19名を奨	・平成28年度以降4年間で、能力がある にも関わらず経済的に県外進学の困難 な高校生等94名を奨学生に採用し、県 外難関大学等への進学・修学を支援す ることができた。	・継続的に事業に取り組むことが必要で ある。	継続	・今後も継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勉学に専念し、卒業は後の目標の実現に近づけるよう、第実に支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBによる請演会等も実施する。・給付型奨学金については、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした・野なら。また、国においてはく対しまからと、また。ないというない。とのことから、各制度のコンセフトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じた選択肢を十分に提供できるよう、各高等学校等の道路指導部と連携して、各制度の周知広報及び活用に努めていく。	教育庁	教育支援課
93	3 12		<ul> <li>教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貨与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金債券が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。</li> </ul>	①高等学校等奨学事業	奨学金貸与事業についての 情報が必要な生徒に広く伝わ るよう周知を図る。	19,146	で、主な貸与・給付 型要するとともに、修 学支援情報をとりま とめた一覧表を作成 し、円教育委員会へ	で、主な貸与・給付型奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報をとりまとめた一覧表を作成	- 平成30年度は1676人、令和元年度は 1,336人に要学金を資与した。 - 平成26年度より開始された返還不要の 「奨学のための給付金」の実施以後、奨 学金貨与名は年々減少傾向にあるが、 要件を満たす貨与希望者全員を奨学生 と仕を満たすまであったができており、低所得 世帯における生徒も修学の継続が可能 となった。	・適正な債権管理を行い、奨学金の返還 車を向上させる必要がある。	継続	・県ホームページ・SNSの利活用等により大学等を含めた実学金情報の提供に 切大学等を含めた要学金情報の提供に 努め、必要な生徒に情報が確実に伝わるよう更に取り組んでいく必要がある。	教育庁	教育支援課

				主な取組	·事業(Plan)		主な取組・事業の状況([	)o)	取組による成単及び	課題の検証(Check)	成里や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	o. 番号	a a	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度	)額(千円) 取組·導		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
ξ	4 13		・低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	①子育て総合支援モデル事業 <no.64②再掲></no.64②再掲>	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生 佐に対止学可支援を、またその 観に対し養育支援等を実施す る。	336,919	348,548 準要保護世帯の 小中学生に対し、学 習支援を15町村19 教室で799人に、児 童扶養手当等の受 給世帯の高校生に	準要保護世帯の 小中学生に対し、学 習支援を17町村23 教室で768人に、児	・支援児童生徒のうち、中学3年生196 名中194名が、高校に合格した(合格率 990%)ほか。高校2年生146人のうち、 135名が大学や専門学校等を受験し、 115名が合格した(合格率85.2%)。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・一不に合った支援ができるよう各学 齢期、学力ごとにきめ細かく対応できる。 環境性が必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大 学等合格率となっているが、一方で、 非行や学音質してを通りでは、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	拡充	・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者。自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生 活福祉部	子ども末来政策課
ç	5 14		・経済的な理由や家庭の事情により、家庭で の学習が困難であったり、学習習慣が十分に 身についていな生徒を対象に、教員を志望 する大学生や地域住民等の協力により、学習 支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援 します。 <no.53再掲></no.53再掲>	①学校·家庭・地域の連 携協力推進事業 <no.51①再掲></no.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で により、家庭での学習が困難であったり、学習で働かったり、学習ではからいと徒を対象に、教員を志望する大学生や地域 住民等の協力により、学習支 提(地域未来)を行う市町村 の取組を支援する。	46,154	学習支援(地域未来 塾)が実施。対象が 高校生まで拡大した ことを事業実施主体 である市町村に対し	において地域住民 等による学習支援実 による学塾)校実 施。対象が高とをを が拡大したことを事 業事所村に対して、 知を図った(高校 知を図った(核生	・学力向上に向けた取組を推進したことで、6市前村の21中学校において、地域 住民等による学習支援(地域未来塾)が 実施された。 ・平成28年度より、対象を高校生まで拡 大した。	性が高まるため、学習支援員(教員を志	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研 修会等において行政説明や事例報告等 を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習 振興課
ę	6 15		・児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出していけるよう、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。 <no.65再掲></no.65再掲>	児童に対する学習支援	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった 児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、 退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	24,998	弁。入所児童に対し	への措置費に学習 指導加算を反映し支	・児童養護施設等入所児童の基礎学力 の向上が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている 等、様々な背景を持つ者が対象であり、 学習意欲の個人差も大きく、指導方法に 配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を 促進していく、児童一人一人へのきめ細 やかな学習支援を促していく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
	7 16		- 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の連営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう推進します。 <no.75再掲></no.75再掲>		社会的養護において、より家 庭的な環境で育てることができ るよう施設整備費に対する助 成を行い、グループホーム、小 規模グループケア等の実施推 進として児童養護施設の小規 模化等、生活環境改善を図る ための補助を行う。	5,267	- 児童養護施設 2施 (3.931) 設で実施。 北施設において地域小規模児童全養 が規模児童全業がった。 もう1施設においては地域小規模児童業能的を開設においては地域小規模児童業能能の移転にており、施設の環境改善に業がった。	等を購入した場合に 補助。児童養護施 設の小規模化を目 的に本事業を活用し	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近時住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を使していく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子と課
ę	8 17		・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。 <no.76再掲></no.76再掲>		児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 及び態度を育て、児童がその 適性、能力等に応じた職業選 派を行うことができるよう、選切 な相談、助言、情報の提供、実 習、講習等の支援により職業 指導を行うととはに、就労及び 自立を支援することを目的とす る。	15,015	施設3施設において	施設2施設において	・職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。	継続	・継続して職業指導員による支援を推進 する。また、就職後のアフターケアの仕 組みも検討していく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
ç	9 18	上汗の	・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の 基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能 力等に応じた職業選択を行うことができるよう、 職業指導を行うとともに、退所児童へのアフ ターケアとして就労及び自立に関する相談支 援を行う職業指導員の配置を拡充します。< No.77再掲>	立に向けた支援	児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 及び態度を育て、児童がその 適性、能力等に応じた職業選 形を行うことができるよう、適切 な相談、助言、情報の提供、 電、講習等の支援により職業 指導を行うとともに、就労及び 自立を支援することを目的とす る。	15,015	施設3施設において	施設2施設において	・職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の 配置を検討し、要件を満たし必要性があ ると判断した場合、配置している。 ・退所者へのアフターケアーの統一・強 化・・退所後の動向を調査・分析した上で、 今後退所する児童や在所児童への必要 な支援を実施・ ・施設間が連携し横断的な支援を退所 者に実施するため、社会的自立支援事 業の支援ーディネーターを活用し連携 を図る。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	00 19		・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します <no.69再掲></no.69再掲>	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業) <no.69①再掲></no.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子ど 応が困難な課題を抱える子ど 付中業無数や年、不登校、引 きこも少等)に対し、専門的な個 別支援を行うとなる子供の 居場所を設置する。	_	32,197 —	持った職員を配置 し、不登校や引きこ もりなど、専門的な 支援が必要な子供 に対し、自立に向け	・R元年度においては、利用者数延べ 3.371名の子供達に対し、来所での支援 や訪問支援などを行った。 ・子どもに対してだけではなく、送迎(年間18.80回)の際に保護者に対しても対しても対しても様極的にアプローチを行い、信頼関係を構 様とながら、世帯全体に対し支援を行い、課題解決を図った。	・保護者への支援は、子ども達の課題の 根本的な解決のため、必要であるが、適 度な支援は、居場所に依件し、かえって 世帯の自立を妨げる可能性もあることか ら、関係機関と連携し、慎重に行う必要 がある。 ・対象地域が県内南部県域と広域であ るため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験 豊富な方を雇用する必要があるが、人 材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所で対応困難な子どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠 点型の居場所において、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課

				主な取組	I·事業(Plan)		主な	取組・事業の状況([	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	ā†	・画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容		(千円)		業結果	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
101	20		・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援 など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。	対策事業(市町村事業)	市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。	H30年度	R元年度 - 28,772 -	H30年度 -	業を円滑に実施できるよう調整等を行った。	利用者延べ3,415名に対し妊娠・出産・	・妊娠、出産、育児に関する相談等の他、就労支援等も行うなど、支援内容が多岐に速ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 様々な就労支援があるが、若年妊産婦は支援対象外となることが多く、マッチングが難しいとの声が挙がっている。	継続	・若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
102	. 21		<ul> <li>高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。</li> </ul>	①就職活動キックオフ推進事業(H30まで就職活動キックオフ事業)	県立高校生に対し、早期の飲 誠内定獲得と早期離職の防止 を図るために、県立高等学校 に50名の就職支援員の配置、 試職希望者に対しての宿泊研修、全県立高校の就職指導担 当者に対しての研修等を実施 する。	159,729	行 オ カ カ オ オ	であった。 就職指導担当者 引け実務研修を実 施した。参加者は 26名の参加があっ こ。 就職支援員を県立	宿泊所修を2期にから 付け実施した。参加にた。 内では、 内では、 内では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	り、就職内定に向けた取組ができた。 ・内定者を対象とした研修を沖縄本島(3 地区)。宮古地区、八重山地区の計5地区 で実施し、147名の参加があり早期離職 に向けた取り組みができた	就職指導スキルアップを図るとともに、	継続	・就職活動の早期化に向け、就職先へ の応募書類の受付開始日(月30日)に 提出できるよう周知を図る。 ・早期離職防止のため、校内外における 内定者向けの研修を継続して支援して ・学校全体でキャリア教育を推進し、望 ましい職業観・勤労観の育成を図る。	教育庁	県立学校 教育課
103	22		・ ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	①母子家庭等自立促進 事業(就労支援)	母子家庭、父子家庭の福祉 の増進を図るため、ひとり観察 庭の観等を対象に、就労支援 講習会、就業支援相談及び就 業紹介等の実施や母子家庭等 自立支援給付金の給付等を実 施する。	107,196	1 名言名作 力器	るが就業している。 また、就労支援講習 会は6回開催され、 多了者112名がスキ レアップに繋がっ に。高校生には、保	229件であり、うち45 名が就業している。	・就労支援講習会、就業支援相談及び 就業総介等の実施や母子家庭等自立 支援給付金の給付等により、ひとり親家 庭等の自立を支援した。	ニーズに対応するため、相談員の質の	継続	・相談員への研修事業の充実を図り、相談員の質の向上を促進する。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
104	23		<ul> <li>高等学校等就学支援金制度により、所得に 応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援 金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図り ます。</li> </ul>		保護者全員の合算額が住民 税所得割額の5万1000円(年収 910万円)未満の生徒に対し、 県立高校の授業科を実質的に 無償とする。	4,474,841	至 5 6 7 7 7 7	延べ450,995人(月 平均37,583人)、定 寺制延べ12,158人 月平均1,013人)、 通信制延べ6,442人	(月平均933人)、通 信制延べ6,516人	人(月平均39,284人)、平成29年度は 471,260人(月平均39,272人)、平成30年 度は469,595人(月平均39,133人)、令和	- 受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、 制度を理解していないことか、保護者が 所得未申告で書類を提出できないことが ある。	継続	・制度周知については、高校入学予定 の中学2年生向けにデランを全中学校 へ配布しているが、継続して実施し、申 語瀬北がないよう周知を図る。 ・令和元年度よりマイナンバーに対応し た手続きにより課税証明書の提出が不 要となり、申請が容易になっている。	教育庁	教育支援課
					支給対象校の対象生徒に対して、就学支援金を支給し、就学支援金を支給し、就学下のから学費負担を軽減する。	1,938,686	等 付 5	等(全日制4校、通 言制4校、専修学校 校、各種学校1校)	等(全日制4校、通 信制4校、専修学校	金(所得に応じて生徒1人あたり年間 118,800~297,00円)を支給し、就学に 係る学費負担の軽減を図った。	・家庭の状況にかかわらず。全ての意志 ある高枠生等が安心して教育を受ける ことができるよう就学支援金を給付し、 経済的負担軽減を包含ため、緩続的に 事業に取り組むことが必要がある。 ・就学支援金受給者のうち、生活保護世 帯・住民税所得割額非銀料世帯の割合 は、平成28年度で25.9%、平成29年度で 27.3%、平成20年度で52.7%、平成20年度で 9、4私立の高等学校等に進学する生徒数 の増とともに同世帯の生徒も増えており、当該事業を含む就学支援の制度の 周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校 や生徒保建者に対し、就学支援制度の 周知を徹底する。 ・令和2年度から私立高等学校等授業 材の実質機化が始まり、支給額の水 準が引き上げられることから、今年度以 降の支給額は大幅に増加していくと見 込んでいる。		課
105	24		・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 制度」により、低所得世帯を支援します。		低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を目的に 「要学のための給付金」を支給 する。	1,208,968	1 I	テった。 内訳] ①生活保護受給世 Ř648人 ②非課税世帯(第1 子)7,588人 ③非課税世帯(第2	行った。 [内訳] ①保護受給世帯610 人 ②非課税世帯(第1 子)6,850人	・教材費や教科書費など授業料以外の 教育費負担が軽減されるよう、平成28年度は14,186人、平成28年度は14,186人、平成29年度は13,360人、 平成30年度は12,527人、令和元年度は 11,410人に奨学のための給付金を支給 した。更なる支援強化のため、非課税世 帯(全日制等・第1子)の給付額を、段階 所(全日制等・第1子)の給付額を、段間 門)。また、車吹料に適う生徒へ新たに 支援する(令和2年度 36,500円)。 一の取組により、家庭の経済状況にか かわらず、能もが安心して教育を受けら れる環境の整備につながった。	別の呼びかけなど、継続的な取組が必 要である。	継続	・各高等学校等と連携し、制度の周知を 徹底していくとともに、中学校段階での 周知も引き続き行うことで、制度の理解 が深まるよう取り組む。	教育庁	教育支援課

			主な取刹	且·事業(Plan)		主	な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込 H30年度		取組・ H30年度	事業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
		経済的支援		低所得世帯の高校生等の教 科書撰等を給付し、授業料以 外の教育費を支接する。	66,130	64,993	通う生徒の保護者で 県内に在住する者)	申請者946人(私 立の高等学校等に 通う生徒の保護者で	- 支給対象の世帯保護者に対して、給付金、世帯区分等に応じ一世帯あたり年間38,000~138,000円)を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。	等に通う生徒の保護者のうち、県内に在	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、当該給付金制度 の周知を徹底する。	総務部	終務私学 課
106	25	・生活保護世帯の高校生の大学等への進学 費用に充てられる就労収入について、特例的 に取り扱うことで、大学等への進学を支援しま す。	①生活保護制度	生活保護世帯の高校生のアルバイト等の収入のうち、就労に資する資格を取得することができる事修学校や大学等の入学料等に方でしたの名場合は、一定の条件の下、これを収入として認定しないことができる。	12,398		務所においては高 校生の就労収入に ついて、自立計画書 等により使途を確認	務所においては高 校生の就労収入に ついて、自立計画書 等により使途を確認	に、収入の使途を聞き取り、これが資格	度の収入認定制度の理解が十分でない 場合があり、これが収入の未申告となり 返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、アルバ	継続	・学業に影響がでない程度に行うアルバイトの収入は、これを収入認定しないことにより世帯の自立につながることから、受給世帯に対し丁寧に制度の趣旨を説明し、適切な収入申告を促していく。	子ども生活福祉部	保護·援
107	26	・ 中学生・高校生の通学費について、バス運 賞等の負担軽減に取り組みます。 <no.81再掲></no.81再掲>		中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具 体的な制度の検討を行う。	_	9,908		高校生については、県立高校全日 制・定時制の生徒へ 利・定時制の生徒へ 別査を行い、35,070 人から回答を得た。 (回収収率83,6%) 中学生について は、市町村等を通じ て調査を行った。	・調査により、バス通学の支援対象者数 (約5,400人)等の実態の把握を行った。 ・バス通学に必要な支援割合、支援対 象者の検討を行った。	・対象者へ過不足なく支援するための、 具体的な制度設計が必要となる。	新規	・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設力の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めていきたい。	教育庁	教育支援課
			②ひとり親家庭高校生 等通学サポート実証事 業	ひとり親家庭の高校生等を対象にバス通学費の負担軽減を図るとともに、事業効果の検証を行う。	30,827	56,061	古、石垣、久米島) のバス事業者12社	古、石垣、久米島) のバス事業者12社	・ひとり親家庭の高校生919名に対して バス通学費の負担軽減を行うとともに、 保護者・高校生に対して事前・事後の調 査を実施し事業効果を検証した。	令和2年10月から開始予定の新たな通	継続	・令和2年10月からは新たな通学費支援 事業に移行するため、支援を必要とする 者が引き続き制度を利用できるよう。 内関係部局、高校、市町村等と連携して 事業の周知徹底を行う。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
108	27	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。 <no.80再掲></no.80再掲>	成事業	ひとり親家庭の保護者及び児 童への医療費を助成すること により、生活の安定と自立を支 援し、ひとり親家庭等の福祉の 増進を図ることを目的とする。	319,519		保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が	保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村	医療費を助成することにより、生活の安 にと自立を支援し、ひとり親家庭等の福 社の増進を図ることことができた。	て、市町村に対してシステム改修費の補	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方 法について、他県の実施状況を確認し ながら他の医療費助成制度(こども医療 費助成事業、重度心身障害者医療費助 成市業)との比較を行い、課題の整理を 行う。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
(4)	支援を	必要とする若者			',			1		,		1		
109	1	・支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステンション、子ども若者みらい相談プラザsorae、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行います。		不登校・二一トいきこもりなど の困難を有する子とも、老者の の困難を有する子とも、老者の を を を を を を を を を を 自 的としており、地域 を 者 き サイトステーションでの コミュニケーションや 基礎生活 の 支援を 行っている。 の 支援を 行っている。 の 支援を 行っている。 の 支援を 行っている。 で の 支援を に して、 た は に して、 た は に 、 た は の 支 し に 、 た は と に 、 た は と に 、 た は と に 、 た は と た 、 た る 。 と た 、 の 支 援 を ろ た 、 の 支 援 を ろ た 、 の 支 援 を ろ と の た 、 の 支 援 を ろ と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	7,451		ステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ4,560人参加)、家族支援(延前56人参加)、訪問・送迎支援(延防の大変を)を到り、訪問・送迎支援(心理カウンセリング相談	ステーションにおいて、社会適応プログラム(延本4,076人参加)、家族支援(延 、352人参加)、訪問・送迎支援(近本352人を援い、いまかり、ではでは、心理がいたが、自然では、心理がいたが、は、心理がいたは、位置へ164人支援)など、(延べ164人支援)など、1561人を対した。	も・若者に対して社会適応プログラムや 訪問・送迎支援などを実施することにより、就職や復学、進学に繋がった。	退者などの情報を学校側と共有し、教育	継続	・ひきこもり状態の子どもや若者本人が 心理的な要因等によりサポステに出向く ことが困難な場合などに対応するため、 訪問支援(アウトリーデ)を充実させる。 ・また、必要に応して新たな社会適応プログラム(職場体験、職場訪問等)を検 討していく。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
			②子ども・若者総合相 談センター事業	社会生活を円滑に営む上で 困難を有する子ども、若者の自 立を支援するため、子ども、若 者及びその家族等からの相談 に応じ、関係機関等の紹介、そ の他必要とが最初と採及び助 言を行う「沖縄県子ども・若者 総合相談センター」を運営す る。	42,638		り、平成29年度から 平成30年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、467件となっ ている。 これらを合わせた 相談件数累計1,327 件の延べ相談件数	規相談件数(実数) は、816件となってお り、平成30年度から	(sorae)において、子ども・若者及びその 家族等からの相談に応じ、地域の関係 機関を連携を図ることで、就労やおが、 メタルヘルスの改善など自立に向けて 一定の成果に繋がった。	・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延へ件数は年々増加傾向にあり、加えて複数の問題や課題を抱えているケースが増えていることから、地域の関係機関との連携強化やネットワークの構築機関との連携強化やネットワークのものを受ける。・子ども・若者総合相談センターに寄せられる相談の参したもに、当センターから遠隔の市町村に在住する子ども・若者の支援を強化する必要がある。連携導づくりに向けた子ども・若者と建地域協議会の立ち上げ支援が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから、教育機関での「ミー相談会」の開催や各教育事務所の 研修会等における当センターの紹介な と、教育機関との連携・強化を図る。 ・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて事例検討を行う。 ・北部、宮古、八重山圏域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。 ・「沖縄県こせき・若者支援機関マップ」は 活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

				主な取組	且·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	o. 番号	計画に定める	重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度	)額(千円) 取組・	業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
1	0 2		本やNPOなど地域資源を活用し、3 する若者の居場所づくりを推進しま		社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	11,593	10,493 困難を抱える子ど も・若者の支援活動	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う6団体に対し、助成した。	- 困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う6団体に助成し、相談、居場所、活動プログラム及び訪問支援を延べ2,749人に行った。	・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した回体の活動拠点に地 は内な偏りがあることから、各関係機関 と連携し、全県的な支援体制の構築に 向けて取り組む必要がある。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携も 連携し、全県的な支援体制の構築に取 り組む。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	1 3	・ 専門的/ 応できる居	は個別支援を必要とする子どもに対場所を設置します <no.69再掲></no.69再掲>	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業) <no.69①再掲></no.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応 が困難な課題をおまれる子ども 中卒無職少年、不登校、引き こもり等に対し、専門的な個別 支援を行う拠点となる子供の居 場所を設置する。	_	32,197 —	持った職員を配置 し、不登校や引きこ もりなど、専門的な 支援が必要な子供	・ R元年度においては、利用者教証べ、3、331名の子供達に対し、来所での支援 ・ や訪問支援などを行った。 ・ 子どもに対してだけではなく、送迎(年間18,80回)の際に保護者に対しても持 権害的にアプローチを行い、信頼関係を構 要いながら、世帯全体に対し支援を行 い、課題解決を図った。	保護者への支援は、子ども達の課題の 根本的な解決のため、必要であるが、適 度な支援は、居場所に依存し、かえって 世帯の自立を妨げる可能性もあることか ら、関係機関と連携し、慎重に行う必要 がある。 、対象地域が県内南部県域と広域であ るため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験 豊富な方を雇用する必要があるが、人 材確保が難しい。	継続	通常の子供の居場所で対応困難な子ど もの孤立化を防ぐため、引き続き、拠点 型の居場所において、関係機関と連携 を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
	2 4	産・育児に など、安定	こおいて、若年妊産婦に対する出 関する相談・支援、修学や就労支援 した生活を営み、自立するための支 場所の設置を促進します。 <no.10< td=""><td>対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲></td><td>市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。</td><td>_</td><td>28,772 —</td><td>を円滑に実施できる よう調整等を行っ た。 ※R1市町村への国 庫補助金27,640千 円</td><td>R元年度は、3市町(石垣市、沖縄市、南 風原町)において当該事業を実施し、利 用者延べ3.415名に対し妊娠、出産・育 児に関する相談・支援だけでなく、経済 的に自立できるよう就労支援等を行っ た。</td><td>・妊娠、出産、育児に関する相談等の他、就労支援等も行うなと、支援内容が 多岐に混ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 ・様々な説労支援があるが、若年妊産婦 は支援対象外となることが多く、マッチン グが難しいとの声が挙がっている。</td><td>継続</td><td>著年紅産婦の居場所の設置を希望する 市町村に対し、必要な情報の提供など、 支援・調整を行い、設置を促進する。</td><td>子ども生 活福祉部</td><td>子ども未 来政策課</td></no.10<>	対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲>	市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。	_	28,772 —	を円滑に実施できる よう調整等を行っ た。 ※R1市町村への国 庫補助金27,640千 円	R元年度は、3市町(石垣市、沖縄市、南 風原町)において当該事業を実施し、利 用者延べ3.415名に対し妊娠、出産・育 児に関する相談・支援だけでなく、経済 的に自立できるよう就労支援等を行っ た。	・妊娠、出産、育児に関する相談等の他、就労支援等も行うなと、支援内容が 多岐に混ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 ・様々な説労支援があるが、若年妊産婦 は支援対象外となることが多く、マッチン グが難しいとの声が挙がっている。	継続	著年紅産婦の居場所の設置を希望する 市町村に対し、必要な情報の提供など、 支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生 活福祉部	子ども未 来政策課
1	3 5	して、ニー どが社会生	・者みらい相談プラザsoraeを拠点と、ひきこもり、不登校の児童生徒な にひきでは、一般できるよう、 とで日滑に営むことができるよう、 皆育成支援のための総合的な施策 す。		社会生活を円滑に営む上で 国難を有する子ゼも・若者の自 立を支援するため、子ども 若 者及びその家族等からの相談 に応じ、関係機関等の紹介、そ の他必要な情報の提供及び動 言を行う了か親果子ども、若者 総合相談センター」を運営す る。	42,638	規相談件数(実数) は、860件となっており、平成29年度から 平成30年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、467件となっ ている。	り、平成30年度から 令和元年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、570件となっ ている。 これらを合わせた 相談件数累計1,386 件の延べ相談件数	・沖縄県子ども、著者総合相談センター (sorae)において、子ど・若者及びその 家族等からの相談に応じ、地域の関係 機関を連携を図ることで、就労や就労、 メタルへルスの改善など自立に向けて 一定の成果に繋がった。	・子ども、若者総合相談センターへの相談対応延べ特数は本な増加傾向にあり、加えて複数の問題や課題を抱えているケースが増えているとから、地域の関係機関との連携強化やネットワークの構築が必要である。 ・子ども、若者総合相談センターに寄せられる相談内容を通してニーズを分析するとともに、当センターから適隔の市町村に在住する子ども・若者の支援を強化する必要がある。 ・市町村単位での連携づくりに向けた子ども・若者変捷地域協議会の立ち上げ支援が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが不登校状態・傾向であることから、教育機関での「ミニ相談会」の開催や各教育事務所の可能を集中に対ける過せと少・の紹介など、教育機関との連携・強化を図る。・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて事例検討を行う・・北部、宮古、八重山間域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。・「沖縄県こども・若者支援機関マンブ」は、江朔線大ども、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・ 子とも 家庭課
	4 6	支援を行うこ等を行うこ	り状態にある者やその家族等への ために設置した沖縄隊 夏泉 訪問支扎 グーにおいて、前間支 とにより、本人の自立を推進します。	事業	ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひ きこもり専門支援センターにお いて、相談支援等を行う。	16,973	関係機関で構成する連絡協議会を本 高。離信した。参加で 関係、数について は、北部部方が14機関 25人、八重山が11 機関24人であった。	1902件、来所282件、メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メール等41・メールを41・メ	する各機関の課題や対応などを共有することが出来た。 - 講師派遣が大きく増えた。地域援助者 への音及啓発の機会となった。 家族教室の参加数、継続率が高く、効 果的である。 - 支援者研修は申込者数が多く、関心が 高かった。研修の満足度も高かった。	スーパーバイズ機能など支援者支援をより意識した取り組みが求められている。・令和元年度は、4月~6月の間、相談員にが実められている。大利では、4月~6月の間、相談員の確保は困難である。保健所・福祉事務所・地域提助事業所で長年経験を積んだ人材便確保が必要である。・市町村障害福祉担当、生活困窮者支援担当課、地域援助事業所代租談支援機関、就労支援等との連携が必要である。支援企当という。中部、前部地区でも連絡協議会等の開催が必要である。	継続	・継続して、ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、センターに おいて、①相談支援、訪問支援、②関係 説は、②のは一般では、②のでは、③ 関係機関で制度がよる連絡で設備ない。 一般では、センターから本庁への意見等を参考に、継続的な 事業実施に向けて必要な調査等を実施 あ、④のをこもりに関する普及啓発(情 報発信)に取り組むとともに、センターから本庁への意見等を参考に、継続的な 事業実施に向けて必要な調査等を実施 する。	部	課
1	5 7	または就職生活の 築及び円流	隻施設等を退所し、大学等へ進学、 礼した者等の安定した生活基盤の構 な自立を支援するため、生活費、 技格取得費用の貸付を行います。	①児童養護施設退所者 等自立支援資金貸付事 業	児童養護施設等退所者等に 対して、沖縄県社会福祉協議 会を通じて自立支援資金を貸 付け、もってこれらの者の円滑 な自立を支援し、子どもたちの 自立支援の強化を図る。	2,373	H28からの継続18件 であった。 【内訳】 (新規・生活支援費 14件、家貨支援費8 件、資格取得支援 費5件 (継続)生活支援費	H30からの継続28件であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 9件、家賃支援費7件、資格取得支援 費6件	・これまでに62名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格 所者等に対し、生活費や家賃費、資格 取得資金を貸し付け、自立を支援してき た。	・貸付金返還の免除条件は、5年以上就 業することが要件とされている。貸付投 際で、利用希望者に対し、将来の生活 設計等を見据えるよう促していく必要が ある。	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き機合資付を行っていく。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

			主な取刹	且·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	. 番号 :	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容		)額(千円) 取組・国 R元年度 H30年度	業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
116		<ul> <li>児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支援を行います。</li> </ul>	型奨学金事業(沖縄子どもの未来県民会議事業)	対し、大学等進学に伴う入学金 及び授業料を全額給付する。	20,484 (県民会議予算)	(県民会 給付対象として決定 議予算) し、平成28年度、29 年度奨学生と併せ て、奨学金を給付し た。	給付対象として決定 し、平成28~平成30 年度奨学生と併せ て、奨学金を給付し た。	・児童養護施設退所者の大学等進学率 が、H26年度の26.1%からH30年度は 31.8%となり、55ポイント向上した。 ・大学等進学に伴う経済的な不安が解 消されたことで、学習意欲のある児童 が、大学等への進学希望の夢を実現す ることができた。	1 人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業適営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不免変定。 ・児童養護改等出身の学生が、大学等連学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学 準の引き上げ。 ・長期的な事業運営のため、奨学金給 付に係る経費の正確な地雅方法を検証 する。 ・児童養護施設等出身であることによる 経験の不足・欠乏から派生する学生の 情報不足や拠み事の把握、及び支援機 関への案内の強化。		来政策課
111	7 9	- 児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賞借することができるよう、身元保証人の確保を図ります。	事業		79	67 平成30年度は5名 の退所者に保証を 実施。	の児童養護施設等 退所者、1名の母子 生活支援施設退所 者に保証を実施。		則最長3年と限られていることが課題で ある。	継続	・対象となる児童の社会的自立を促進するため、継続して事業を実施してい事务 元を的、継続して事業を実施してい事务 元保証人の確保に努めるとともに、制度 の活用が進むよう児童養護施設等に対 し周知を図る。	活福祉部	子ども家庭課
118		- 児童養護施設等の退所児童の自立を支援 するために、退所児童等で構成する団体の活 動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と 認められる児童に対する措置延長の実施、そ の他退所児童が必要な時に必要な社会資源を 活用できるよう、相談体制の充実を図ります。	等自立支援資金貸付事業 <no.115①再掲></no.115①再掲>	対して、沖縄県社会福祉協議 を各通して自立支援資金を貸 付け、もってこれらの者の円滑 な自立を支援し、子どもたちの 自立支援の強化を図る。	2,373	H28からの継続18件 であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 14件、家賃支援費8	H30からの継続28件であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 9件、家賃取得支援 費6件 (継続)生活支援費	・これまでに62名の施設入所名以は 所名等に対し、生活費や家肯又は表 取得資金を貸し付け、自立を支援してき た。		継続	- 児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っていく。また、当該制度について開知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
119	9 11	- 自立援助ホームに入居する児童等に対する 相談支援や就職活動支援など、児童養護施設 の返所児童等のアフターケアを推進します。	①児童自立生活援助事業	児童の自立支援を図る観点 から、義務教育終了後、里朝やファミリーボームへの委託又は 児童養護施設や児童自立支援 院監等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者 れた児童等に対し、これらの者 は見助ホームリにおいて、相談を中他の日常生活との後 関東び生活指導並びに対まっ し、あわせて児童自立生活援助を支援、児童性の発動を不同能がある 前後を中他の援助を行ることにより、 財政び生活指導並びに就来の し、あわせて児童に活援助を 財政と、おいて、 財政と、おいて、 財政と、 は、おいて、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	36,608	援助ホーム、島添 ホーム及び子ども シェルターに対し措	援助ホーム、島添 ホーム及び子ども	及び生活指導並びに就業の支援を実施	子どもシェルターが女性専用で短期滞 在型であることから利用者が限定され	継続		子ども生活福祉部	
			支援事業	児童養護施設等の退所者や 里黎・の委託を解除された者 (主に18歳から22歳の者1に対し 代表した。 の自立に必要な支援等を定 め、生活や就労に関する相談 支援、居住等でと活費を支給 する居宅費等支援などを実施。	_	23,999 —	者に対し自立に必一 対し自立に必一 に必一 に必一 に必一 にの一 にの一 にの一 にの一 にの一 にの一 にの一 にの	ディネーター等が包括的な支援を実施するとともに以下の相談業務及び居宅費等の支援を実施した。 ①支援コーディネーターによる支援計画作成:28件作成。 ②生活相談支援の実施:106件。③就労相談支援の実施:37件。 ④居住に関する支援:1件。 ⑤生活費の支給:1件 ⑥対象者同士が参加する交流会の開催:57回	もおり、このような者は、就職や進学後に身近な大人から適切なアドバイス・支援を受けられず、離職や退学に繋がってしまうことがある。 ・幅広い世代の社会的養護経験者の生活状況等を把握できていない。	継続	・措置を解除されて間もない者(18歳から 22歳)の状況把握のため、支援コーディ ネーター等が定期的に連絡や画金・訪問をする仕組みを構築していく。 ・本事業で動きなが、まな事への参加を促 すことや、観別対応が必要な対象者が 気軽し相談や対応を求める事ができる 事業であることなど、対象自に対し事業 内容を引き続き周知していく必要がある。 ・措置解除されて間もない者(18歳から 22歳)への支援のため、幅広い世代の社 を的衰襲経験者の生活状況を把握し、 その成功例等を元に、支援に繋げていく。	活福祉部	子ども家庭課
120		・沖縄県キャリアセンター等において、専門の キャリアコーチによる就職相談や、就職活動に 必要な知識やスキルを提供するセミナー等を 開催し、若年者の職業親の育成から就職まで を一貫して支援します。		本県若年者の高い失業率や 不安定な説学状況を改善さ ため、高校生から振ね40代前 半までの求職者に対し、就職 半までのでいます。の開催 などを通し、職業機の育成から 就職までの総合的な支援を実 施する。	81,188	相談、電話やメール でのカウンセリング のほか、センター内 での試職支援と主業 けーを125回、企り回、保護者向けせます。 に関す、他のでは、他のでは、 にほか、ガイダンスや 各種セミナーを開催	を実施したほか、ガイダンスや各種セミナーを開催し、新規 高卒者向け合同企業説明会を2日間に	・沖縄県キャリアセンター内にキャリア コーチを10名配置し、鉄準相談(延々 3.225名)や鉄難セミナー(121回、1,152 名)を開催する他、講演会、ガイダンス、 その他各種セミナーや新規高卒者向け 台同企業説明会(3,281名)の開催など、 積極的な事業の展開により、キャリアセ ンターの設置目的である、職業観の育 成から款職までの総合的な支援を実施 することができた。	・県内企業の採用情報を発信する「おきなわ企業ナビ」について、参談された企業情報の更新率が低下している。 ・県内の雇用情勢が改善していることもあり、相談者が滅少している。	継続	・沖縄県内の中小企業の魅力発信支援 として運営している「おさみか企業ナビ」 のマッチング効果を高めるため、企業情 報の更新を促すような、企業側へのメー ル配信や働きかけを強化する。 ・グッショブセンター内の機関のみなら ず、県立図書館などカフーナ入居機関と も連携を強化することにより、若年者の 利用増を図る。	商工労働	雇用政策 課

			主な取組・	事業(Plan)		主	な取組・事業の状況(		取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	lo. 番·	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込) H30年度			事業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
1	21 13	・ 若年者の早期就職を促進し、雇用のミマッチに起因する早期離職を抑制するた礎的なビネスマナー等の研修や企業で場訓練等を実施します。	り、基 ング事業 の職	40歳未満の若年求職者を対 終に座学研修と短期雇用によ 終に座学研修と短期雇用によ 企業での職場研修を実施し 採職支援、定着支援を行う	83,116		と短期雇用による企業でのOJT研修 (3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を7期	と短期雇用による企 業でのOJT研修 (3ヶ月)を組み合わ	象に、143名に座学研修を行い、125名 の就職に繋げた。 ・平成29年度は118名に座学研修を行 い、102名の就職に繋げた。	・沖縄県内の雇用情勢は改善しているものの、依然として県内若年者の完全失業・新規学者の離職率は全国に比べて高い水準である。	継続	・雇用情勢の改善に伴い、訓練希望者数は減少傾向にあり、訓練生の掘り起こしのため、関係機関へのポスター、チラン等の配布など効果的な周知を検討している。県内でも特に失業の高い中部地区において訓練を開始し、訓練応募敦増加を図る。	商工労働部	雇用政策課
1	22 14	・ 若年無業者で就労支援が必要な者に 基礎的な職業訓練を実施します。 就労 支援	訓練事業と	若年無業者で就労支援が必 なる者に、職業的自立を図るこ を目的に説がに導行とめの基 診的な職業訓練を実施する。	25,395	26,849	校等の民間教育機 関等を活用し、基礎 的な職業訓練を8 コース開講し、67名	関等を活用し、基礎的な職業訓練を9 コース開講し、70名	・訓練受講67名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から61名が改善した。(改善率91.6%)	の設定をしていく必要がある。 ・若年無業者の訓練受講機会を確保するために、サポートステーションと連携 し、訓練時期や場所、訓練生の定員を	継続	・早期に訓練受託先の公募を実施して、 多様な訓練時期の設定を行うとで訓 練回数と訓練生の確保に努めていく。 ・若年無業者を就業等に導くため、就分 に必要な基礎的な座学へ企業実習訓練を を実施するとともに、ニーズに合ったカリ キュラムの機構関との調整に努める。 ・訓練受講者は、メンタル、体調面等で 何らかの労服すべき課題を抱えており、 者間で受護に関する情報連携を行 し、サポートステーションと訓練受託 者間で受護に関する情報連携を行 し、サポート体制の調整を図る。 ・訓練生の関する情報連携を行 い、サポート体制の調整を図る。 ・訓練生の調整を図る。 ・訓練生の調整を図る。 ・訓練生の調整を図る。 ・訓練生の調整を図る。 ・訓練生の調整を図る。 ・別様生間のレベルの差 をなく訓練生がストレスを感じることなく (円滑な受講環境を構築するように努める。	部	労働政策課
1	23 15	<ul> <li>中卒無職少年の就労について、市町 工会などで就労を支援する体制や、地域 済界の協力を得ながら雇用を促進する仕 を構築します。</li> </ul>	D経 対策事業(拠点型子供 応 組み の居場所運営事業) <no.69①再場></no.69①再場>	通常の子供の居場所では対 5が困難な課題を抱える子ど いて対し、専門的な個別支援を うう拠点となる子供の居場所を 変値する。	-	32,197		持った職員を配置 し、不登校や引きこ もりなど、専門的な 支援が必要な子供 に対し、自立に向け	3,371名の子ども達に対し、来所での支援や訪問支援などを行った。 ・子どもに対してだけではなく、送迎(年間1,890回)の際に保護者に対しても積	・保護者への支援は、子ども達の課題の 根本的が解決のため、必要であるが、過 度な支援は、居場所に依存し、からって 世帯の自立を妨げる可能性もあることか ら、関係機関と連携し、慎重に行う必要 がある。 ・対象地域が県内南部県域と広域であ るため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験 聖高な方を雇用する必要があるが、人 材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所で対応困難な子 どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠 点型の居場所において、関係機関と連 携を取りながら、必要な個別支援等を行 う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
			(高校中退者等キャリア る 形成支援モデル事業) 場ア	各種居場所等でつながってい 高校中退者等に対し、各居 場所や企業等と連携し、キャリ 形成支援を行い、社会で自 てできる人材へと育てるととも こ、その支援手法を確立する。	-	_	_	_	_	_	新規	・各居場所等でつながっている本事業の 対象者に対し、短期集中プログラム「Job Camp」および個別支援を通してキャリア 形成支援を行い、社会で自立できる人 材の育成を図る。また、支援手法検討会 にて、成果や課題の整理を行い、効果 的な支援手法をとりまとめる。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
		<b>者への支援</b> 者への支援												
	24 1		び直 る制度周知等 村員	市町村説明会において市町 対職員及び県福祉事務所の職 自に対し制度の説明等を行 い、周知を図る。	-	_	各種会議において、制度の周知を 行った。	各種会議において、制度の周知を 行った。	・市町村説明会において制度を周知したことにより、市町村窓口においても周知され、対象者に情報が広く行き渡った。		継続	・その他効果的な周知方法を検討する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	25 2	・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に、 生活困窮者自立支援法に基づき自立に 包括的な支援を行うとともに、家計改善等 援を実施します。	]けた 事業(自立相談支援事 じ の支 業) 行し	生活困窮者からの相談に応 、必要な情報提供及び助言を ううともに、支援プランを作成 、様々な支援を一体的かつ計 間的に行う。	87,474	91,936	と就労に関するワン		談窓口を設置している。来所相談や出 張相談等による、平成30年度の新規相	度自体を知らない、ひきこもり等の理由 で、自ら相談窓口に来所することができ ない潜在的な支援対象者がいる。これら の者を早期に発見し適切な支援につな げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			業)	家計の状況を「見える化」し、 家計管理の意欲を引き出す相 変支援を行う(貸付のあっせん 等を含む。)	18,468		関(相談窓口)で作成した支援プランの			度自体を知らない、ひきこもり等の理由 で、自ら相談窓口に来所することができ ない潜在的な支援対象者がいる。これら の者を早期に発見し適切な支援につな げるための体制強化が必要。	継続	<ul> <li>・町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。</li> <li>・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。</li> </ul>	子ども生活福祉部	

			且·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(			課題の検証(Check)		題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No. 番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込) H30年度		業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
126 3	<ul> <li>生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。</li> </ul>	①生活保護制度	生活保護については、支援が 必要な者に確実に保護を実施 するという基本的な考え方を踏 まえ、ホームページを活用し、 制度の周知や窓口の案内を行 う。	_	― 県内の各福祉事 務所において送る ホームページを活用 して、生活保護の制 度や窓のを 行った。 また、生活困窮者 要 保護者と思われる	して、生活保護の制度や窓口の案内を 行った。 また、生活困窮者 に対する相談で、要	・各福祉事務所では、ホームページで生活保護の相談や申請窓口の案内、制度の仕組みなどについて広く周知を行っている。また、福祉事務所では、常時、生活保護に関する相談を受付けており、その中で生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて説明し、申請意思がある方には速やかに申請書を交付している。	の趣旨に則った周知のあり方を検討す	継続	ホームページを活用した周知について は、各福祉事務所に対して、高校生のア ルバイト収入を収入認定しないこととす る場合があることや、大学等への窓学支 援の取組など、制度のより詳細な説明を 遊り込むよう促していく。 ホームページ以外の周知については、 最後のセーフティネットという生活保護 の趣質に則り、そのあり方を検討していく。	子ども生 活福祉部	保護·援 護課
127 4	・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。		生涯を通じた女性の健康の 保持増進を目的に、妊娠・出産 等女性固有の機能や様々な協 みに対応するため、女性健康 支援センターを設置し、専門家 による電話相談等を行う。 また、安全な妊娠・出産の知 議者及を目的に、養護教諭等 を対象に「高校生から始めるラ イププラン」研修を開催する。	2,441	接相談を実施、広報 カードを教育・県警 関係等に配付し連	接相談を実施、広報 カードを教育関係等 に配付し連携強化を 図った。また思春期 性教育講演会を開	談を行ったことにより、思春期から更年期に至る幅広い年代の女性の悩みや、 不安に対応することができた。 ・加えて、教職者や保健関係者を対象に 思春期保健研修会を開催したことで、従 来の性教育から一歩進み、高なとの段 階から性や妊娠、出産に関する正しい	・女性健康支援センターには、産後の母体ケアや、育児・授乳に関する相談が最も多いため、相談内容や傾向について市町村や産科医療機関に積極的に情報提供し、母子保健の充実を図る必要がある。・10代の妊娠、出産に関する電話相談は増加していることから、養子縁組や里観に関する事業、必要である。・妊娠に悩む女性の年齢は幅広い事から、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等の検討が必要。	継続	・妊娠に悩む女性や、女性特有の心身の悩みを抱える女性がいっても相談できるよう、女性健康支援センターのチラシを教育機関・市町村、医療機関、薬局へ配布するほか、他の女性関連事業とも連携して積極的に周知広報を行う。 ・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教験者や母子保健関係者と妊娠、出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	部	地域保健
		②「安全な妊娠の勧め」 健康教育事業	安全な妊娠・出産の知識普及 を目的に、養護教諭等を対象 に「高校生から始めるライフプ ラン」研修を開催する。	405	トの配布。妊娠適齢 期等の普及開発を 目的に、養護教諭等 の母子保健支援者	トの配布。妊娠適齢 期等の普及開発を 目的に、養護教諭等	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に 妊娠、出産を迎えることができるよう、教 職者や毎子保健支援者を対象とした研 修会にて、妊娠・出産に関する正しい知 該や情報を提供することができたほか、 市町村や学校へ妊娠適齢期普及リーフ レットを配布した。	出産の高齢化等の抑制と、子どもを望 む者が得来安全な妊娠・出産を迎えるこ とができるよう、10代から正しい情報や 知識を取得し、自分のライフブランを設 計させる必要がある。	継続	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に 妊娠、出産を迎えることができるよう、教 職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に 関する正しい知識や情報を提供し、周知 普及を図る。	保健医療部	地域保健課
128 5	・全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をウンストツで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。 <no.4再掲></no.4再掲>	対策推進基金事業(妊 娠期からのつながる仕 組み調査検討事業)		7,396	回開催した。 人材育成部会を3 回開催し、市町村、 保健所、県、関係機 関の関係機関に 沿った人材育成の	たり、市町村に対し 利用者支援事業等 活用できる国庫情報 の提供やその活用 方法に関する相談 等の支援を行った。	・センターの目指すべき姿を示す青子の 説明及び「周産期メンタルールス研修 会」「母子保健コーディネーター養成研修 係」等の講演・研修会を実施し、延べ732 名が参加し、市町村のセンター設置への 意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、6市町村 となった。	算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健	継続	センター導入にあたり、市町村に対し 利用者支援事業等活用できる国庫情報 の連供やその活用方法に関する相談等 の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産期メ ンタルヘルス研修」6円3日が、各保健 順において、センター導入を推進するた めの地域の課題に対応上た研修や、選 携機関も交えた事例検討会へ意見交換 会、管内市町村への個別支援等完実施 する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 全市町村へのセンター設置への気運を 高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課
129 6	<ul> <li>事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもを預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるよう市町村と連携しながら設置を促進します。</li> </ul>	①事業所内保育総合推進事業	地域型保育事業の認可を受ける施設に対する施設整備の 補助を実施し、事業所内保育 施設の設置を推進する。	109		4施設の施設整備 を支援した。	-H30、R1の事業所内保育施設整備により、保育定員のべ68人の増加を図った。	・内閣府が実施する企業主導型保育事業を選択する事業者もいる。	継続	・引き続き、市町村や事業者に対し、事業要件や事業効果等を説明し、事業者の掘り起しを図る。	子ども生 活福祉部	子育て支援課
130 7	<ul> <li>市町村において、若年妊産婦に対する出産 育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定化・生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。<no.101 再掲=""></no.101></li> </ul>	対策事業(市町村事業)	市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援 調整を行う。	_	28,772	業を円滑に実施でき	・R元年度は、3市町(石垣市、沖縄市、 南風原町)において当該事業を廃し、 利用者証で3415名に対し、妊娠・出産・ 育児に関する相談・支援だけでなく、経 済的に自立できるよう就労支援等を行っ た。	・妊娠、出産、育児に関する相談等の他、就労支援等も行うなど、支援内容が多岐に速ることから、一部の市町村において、人員が不足している。・様々な就労支援があるが、若年妊産婦は支援対象外となることが多く、マッチングが難しいとの声が挙がっている。	継続	・若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生 活福祉部	子ども未来政策課
131 8	・生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。 <no.1再掲></no.1再掲>	業	市町村が実施する乳児家庭 全戸訪問事業に対して、事業 補助(1/3)を行う。	21,391	21,925 事業実施41市町 村のうち、31市町村 へ補助を行った。	事業実施41市町村のうち、29市町村へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの 乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した。 (H30年度訪問家庭数:13.761家庭) ・支援の内容、①育児に関する不安や 悩みの傾聴、②子育で支援に関する情 報提供、③乳児及びその保護者の心身 の様子及び養育環境の把握、④支援が 必要な家庭に対する提供サービスの検 討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を 早期に発見し、必要な支援に繋げていく と共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的 な支援(アウトリーチ支援)が実施できる 体制を、これまで以上に強化していく必 要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見 し、適切な支援につなげていくために、 市町村で家庭訪問支援に機力る人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪 問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・ 子ども家庭課

N	o. 番号	. 8	十画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組 名称	B·事業(Plan) 内容	決算(見込)		<b>事業結果</b>	取組による成果及び 成果	課題の検証(Check) 課題	成果や課 展開方向	題を踏まえた今後の展開方向(Action) 展開方向(詳細)	担当部局	担当課
1	32 9	生活の支援	・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者 の養育を支援することが特に必要と認められる 家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言 等を行う市町村の取組を支援します。 <no.2再 掲&gt;</no.2再 	①養育支援訪問事業 <no.2①再掲></no.2①再掲>	市町村が実施する養育支援 訪問事業に対して、事業費補 助(1/3)を行う。	H30年度 1 13,518	R元年度 H30年度 15,400 事業実施26市町村 村のうち、20市町村 へ補助を行った。	R元年度 事業実施30市町村 村のうち、19市町村 へ補助を行った。	- 養育支援訪問事業の実施について、 未実施市町村を訪問し事業開始に向け ての支援を行った結果、実施市町村数 の増につながった。また、市町村等で養 育支援訪問事業に関わる職員を対象と した研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成 19年の法定化以来、県内の実施市町村 数は増加しているもの。依然未実施 の市町村がある。また、支援を要する子 ども家庭を早期に発見、適切な支援に つなげていくために、引き続き、市町村 で家庭訪問支援に携わる人村の確保及 び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、事業実施につなげる取組を実施する。。 そも訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	33 10		・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。 <no.80再掲></no.80再掲>		ひとり親家庭の保護者及び児 童への医療費を助成すること により、生活の安定と自立を支 援し、ひとり親家庭等の福祉の 増進を図ることを目的とする。	319,519	医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村	保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が	・ひとり観家庭等の保護者及び児童への 医療費を助成することにより、生活の安 定と自立を支援し、ひとり観家庭等の福 祉の増進を図ることことができた。	・H28年度から自動償還の導入に向け 市前村に対してシステム改修費の補 助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況 を確認し、確認の把握、整理を行う必要 がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況を確認し 放立いて、他県の実施状況を確認し ながら他の医療費助成制度にども医療 費助成事業、重度心身障害者医療費助 成事業)との比較を行い、課題の整理を 行う。		青少年・ 子ども家 庭課
	34 11		・ひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の 派道等により一時的な家事援助、保育等の サービスを提供するとともに、生活支援講習会 や生活相談の実施等による生活支援を行いま す。	生活支援事業	ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。	17,120	1,100日)にヘルパー を派遣した。	を派遣した。	ることにより、ひとり観家庭の自立支援 に繋げることができた。	・利用期間の制限等をもうけているが、 利用希望者は年々増加傾向にある。予 算額を確保する必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、利用 者のニーズに応えられるよう受託事業 者と意見交換を実施する。	活福祉部	子ども家 庭課
1	12		<ul> <li>専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した居宅支援等を行うことにより地域での生活を支援します。</li> </ul>	援モデル事業(母子保	ひとり規家庭に対し、民間ア パートを活用した生活支援、就 労支援、子育て支援などを行 い、地域で自立するための総 合的な支援を実施した。	158,580	支援モデル事業に おいて、85世帯に対 して各家庭の課題に	支援モデル事業に おいて、89世帯に対 して各家庭の課題に	行い40世帯の自立につながった。残りの 45世帯についても次年度である令和元 年度に継続して支援を実施した結果、令	・継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・名家庭に応じた総合的な支援という事業の考え方が重要であるので、就労支援や生活支援等の各支援・ニューについては、それぞれの家庭に応じたものになっているか毎年検証が必要である。 ・平成28年度に拠点事務所を1か所から3か所に増かすことで沖縄果北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設置することができたが、引き続き、広域的な事業展開を促進する必要がある。	継続	・継続的に地域の中で各家庭に応じた 支援を行う。 ・支援メニューについては、各家庭に応 じたものになっているか検証し、さらなる 充実を図っていく。 ・市前村や関係団体と連携を図るととも に、引き続き、毎子支援の実施主体であ 各各市にモデル事業の実施を働きかけ ることで、広域的な事業の展開を行って いく。	子ども生活福祉部	
1	36 13		・ 母子生活支援施設の設置を促進するととも に、民間アバートを活用した居宅支援等にいては、拠点事務所を中心とした取組の充実を 図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。		ひとり親家庭に対し、民間ア パートを活用した生活支援。就 労支援、子育て支援などを行 い、地域で自立するための総 合的な支援を実施した。	158,580	171.789 拠点事務所の増 設は達成したため、 もう一つの取り組み である各市へのモデ ル事実実施の働き かけを行った。	昨年度に引き続き 各市へのモデル事 実実施の働きかけを 行った。	については、平成28年度において1か所から3か所に増設し、沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設けることができた。	に増設することで施策の目的を達成することができた。 ・地域の中で支援することが重要であり、母子支援の主体は各市であることから、引き続き、県内各市ヘモデル事業の	継続	- 引き続き、3か所となった拠点事務所を 中心にひとり親家庭に対して広域的な 支援を行っていく。 - 引き続き、県内谷市へモデル事業の実 施を働きかけていく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	37 14		・ ひとり観家庭が抱える個別の問題に応じ、 就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みま す。	①母子福祉推進事業費	母子父子自立支援員に対し 人材育成のため県外等の研修 を受議させる。また市町村等に 研修等に関する情報提供を行う。	1,317	子父子自立支援員2	子父子自立支援員5 名を県外研修に派遣した。 また、市町村及び関係団体に研修等の	- 母子父子自立支援員を県外研修に派遣することで、母子父子等の自立に向けた知識等を習得することができた。	- 継続的に事業に取り組むことが必要で ある。	継続	- 引き続き、各種説明会や研修会に派遣する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
1	38 15		・ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯 について、公営住宅の優先入居に向けて取り 組みます。	①公営住宅への優先入 居	集において、ひとり観世帯等 (子育て世帯が優先して入居で きるような制度適用に取り組 む。	_	で、ひとり親世帯等 に対しては、当選権 率を一般世帯より引 き上げ、一般世帯よ り入居しやすくした。	に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくした。	いて、ひとり観世帯等(子育で世帯)は 852世帯の申込みに対して、令和元年10 月末時点において219世帯(3.9倍)が入 居できた。※令和元年10月末時点にお ける一般世帯は74世帯の申込みに対 して68世帯(11.0倍)が入居。	・ひとり毅世帯等の貧困世帯は、依然として多く為り、また物価上昇等により貧困世帯を取りまた物価上昇等により貧困世帯を取らなく思めます。 いとり親世帯等に対し、県営住宅の優先入居制度等の活用を促す必要がある。	継続	- 公営住宅の入居申込み等に関する多 種多様な相談・問い合わせに対し、社会 福祉士等の資格を有しま専門相談員等 と連携を図り迅速かつ的確に対応すると ともに、適宜福祉機関等への案内などを 行う。	部	
1	39 16		・子育て世帯等に対し、市町村と連携しなが ら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提 供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等 を実施するほか、地域優良賃貸住宅における 家賃低廉化の支援を検討します。		「沖縄県居住支援協議会」 (住宅セーフティネット法に基づ )を支援し、住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円滑な 入居を促進する。	8,181	登録1棟7室(累計 19棟84戸7室)、あ んしん賃貸協力店 登録2件(累計34 件)、あんしん賃貸 支援団体登録3件 (累計9件)、相談対	あんしん賃貸住宅 登録1棟2戸(累計 20棟86戸7室)、店 んしん賃貸協力店 登録3件(累計37 件)、あんしん賃貸 支援団体登録0件 (累計9件)、相談対 応(157件)であっ た。	・あんしん賃貸支援事業により、R元年度は子育で世帯については8件の相談に対して1件の入居へつなげた。	・あんしん賃貸住宅の登録戸数を増やす必要がある。 ・沖縄県あんし人賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図る対策を沖 機関係団体等と連携しながら取り組む必 要がある。 ・入居後の支援に対する要望も多いこと から、切れ目なく相談業務を行う必要がある。	継続	・年間を通して専門相談員による相談業務が実施できるよう、社会資本整備総合 交付金により子算を確保する。・他協議会、支援団体、各関係行政部署 及び福祉関係団体と連携し、住宅確保 要配慮者の特性に応じた人居後のフォロー体制を検討する。	土木建築 部	住宅課

			主な取刹	I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び	課題の検証(Check)	成果や課	題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容			事業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
140	17	<ul> <li>母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金 の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援 を行います。</li> </ul>		母子父子寡婦福祉資金貸付 金の転宅資金の貸付けを行 い、ひとり観世帯の自立を支援 する。	198,337	160,227 貸付件数: 323件 (うち転宅資金: 7 件)、貸付金額: 195,769千円(うち転	貸付件数:267件 (うち転宅資金:4 仲)、貸付金額: 160,227千円(うち転 宅資金:944千円)を 行った。	行い、貸付合計金額は943,900円となった。 ・平成29年から令和元年では、16件、 3,257,086円で1件あたり203,568円となっている。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金には12 種類の貸付種別があり、今後の自立や 終済的安定:高等する修学資金等が大きく占めている。その中で転宅資金は、 上記の修学資金等とは違い、将来に対 しての寄今度が低いため、貸付後の價 遠によって利用者世帯の自立を妨げる ことの無いよう慎重な貸付が必要となっ ている。	継続	・母子父子寡婦福祉資金貸付金については申請窓口が各市町村となっており、市町村での更接接手等の申請の際に周知するよう。引き続き市町村と連携、支援していく。	活福祉部	子ども家庭課
141	18	・離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給します。		離職等により住居を失った又 は失うおそれの高い者に対し、 就職を容易にするため、家賃 相当分の給付金を支給する。	5,874	関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は30件だった。	した36世帯のうち、一般就労に繋がった のは17件だった。平成30年度に住居確	・相談窓口から遠隔地に住んでいる。制度自体を知らない、ひきこり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これら者を早期に発見し適切な支援につなけるための体制強化が必要。	継続	- 町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。 - 北部地域や離島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。	子ども生 活福祉部	
142	19	・ひとり親家庭等について、市町村における 賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポート の実施を促進します。			_		沖縄県居住支援 協議会の構成団体 として会議に参加 し、子育で世帯など 住宅確保要配慮者 への居住サポート実 施の周知等に取り 組んだ。	平成の年度の周知の結果、沖縄県居住 支援協議会の住宅情報等に対する問合 世件数259件のうち、子育で世帯は30件 あった。 令和元年度の周知の結果、沖縄県居住 支援協議会の住宅情報等に対する問合 世件数157件のうち、子育で世帯は9件 あった。	- 引き続き、子育で世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等を行っていく必要がある。	継続	- 引き続き同協議会の構成団体として、 関係機関への周知等に取り組んでいく。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
143	20	就労に有利な資格取得のための受講費用や		ひとり親家庭で、母子家庭等 自立支援給付金事業(高等職 業訓練促進給付金の受者を対象に入学準備金と就職準 備金を貸付ける。	1,597			・母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)と組み合わせることにより、ひとり観察庭の自立促進につなげることができた。	・貸付金返還の免除条件は、資格を活かした職業に5年以上就業することが要件とされている。貸付股階で、利用希望者に対し、将来の生活設計等を見据えるよう促していく必要がある。	継続	・貸付申請を受ける際に、申請者に対して十分に聞き取りを行い、生活設計の確 認と必返過べ巻生した場合の取扱いにつ いて相互に確認を行う。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
			②母子家庭等自立支援 給付金事業	ひとり親家庭の親が就職の際 に有利であり、生活の安定に 資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練 給付金、高等職業訓練促進給 付金)の支給を行う。	31,007	33,779 自立支援教育訓 練給付金7名、高等 職業訓練促進給付 金28名受給。	自立支援教育訓練給付金5名、高等職業訓練促進給付金25名受給。	H29年以降から令和元年度まで継続して高等職業訓練促進給付金を受給した 者のち、8名が無事に卒業することが できた。	周知期間以外にも事業を利用したいと の間いらわせがあるため、ひとり親家庭 に対して幅広く事業を周知し、情報を提 供する必要がある。	継続	- 町村役場や関係機関での周知を強化するため、事業のリーフレットを作成し配布する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
			③生活福祉資金貸付事 業費	生活福祉資金貸付制度は 低所得者等に対して、資金の 貸し付けと必要な相談を行うこ とにより、経済的自立、社会参 加の促進、安定した生活を送 れるようにすることを目的として 製力、事業実金付 開発と福祉協議会に対し事務 養を補助することにより、事業 を促進する。	17,220	付実績は555件、 186,094千円だった。	特例貸付を除く)	事業実施主体である県社協を支援することにより、世帯の実情に即じた相談 支援や、資金の迅速な貨付のための体制をつくり、低所得着等の経済的自立の 支援につながった。	時の相談支援体制の充実を図る必要が	継続		活福祉部	課
144	21	・生活困窮者及び生活保護受給者に対して、 就労支援員による支援や、就労の準備段階者 への支援を行います。		生活保護法第55条の6に基づ き、被保護者の就労支援に関 する問題につき、被保護者から の相談に応じ、必要な情報の 提供及び助言を行う。	15,530	事務所で就労促進 指導員を7人配置 し、本事業の利用件 数は377人だった。	事務所で就労促進 指導員を7人配置 し、本事業の利用件 数は283人だった。	進指導員を配置し、生活保護ケース ワーカーとの家庭訪問同行、求人、職業 即総の情報提供、ハローワーク同行(該 当者に関してはハローワーク連携事業 の活用)。また平成27年度から実施して いる被保護者就労準備支援事業の受託 高接対策(受け答え指導・身なり指導)、 就労継続支援事業所への見学同行や 相談支援等票類係機関との連携、履歴書 令和元年度は就労・増収により5部部 報袖事務所で10.100千円の生活保護費 を削減し、5世帯が生活保護廃止となり 自立へつながった。	較的早期に放労に結びついているが、 中高年齢者や阻害要因がある極保障者 については、支援するも就職に結びつか ない、支援期間が長期間となる、就職後 短期間で職職する等のケースが散見さ れることから、就労意欲の喚起及び定着 支援が課題となっている。	継続	・ハローワークや飲労準備支援事業所等へ、対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、短期間での離職や就労のミスマッチによる離職数を減らずため、今後もハローワーク等の関係機関と密に連携を取る。・・支援対象者のズレを無くすため、ハローワークと定期的に支援状況について情報共有を行う。	子ども生活福祉部	保護·援護課
			②被保護者就労準備支援事業	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就分に向け 大理備が整っていない被保護 者に対して、生活習慣の見直し を含む訓練を行う。	12,658	12,700 自立相談支援機関(相談を口で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は40件だった。	者(被保護者)は65	福祉事務所で151千円の生活保護費を 削減した。 本事業は利用者が直ちに就労につな	問題がある被保護者も当事業の対象者 候補となるが、福祉事務所が当事業の 参加が必要だと判断しても、被保護者自 身が参加を拒否する場合も多く、事業の	継続	・福祉事務所は就労準備支援事業所へ対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、被保護者の意効喚起を行うため、数 労準備事業所職員との同行家庭訪問 や、引き続き就労準備支援事業所や就 労促進指導員による送迎を行い、事業 参加者が通いやすいよう支援する。	子ども生 活福祉部	保護·援 護課

			主な取組・事業(Plan)			主な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び課題の検証(Check)			題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No	. 番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込 H30年度		工業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
			③生活困窮者自立支援 事業,就労準備支援事 業)	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で形が上向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	12,659	12,700 自立相談支援機 関(相談窓口)で作 成した支援プランの うち、本事業の利用	自立相談支援機 関(相談窓口)で作 成した支援プランの	いない者に対して、一般就労に向けた 就労意欲の向上や生活習慣の見直しを 含む訓練を行い、就労に向けたつなぎ	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由 で、自ら相談窓口に来所することができ ない潜在的な支援対象者がいる。これら の者を早期、手髪し遺切な支援につな げるための体制強化が必要。	継続	<ul> <li>町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。</li> <li>北部地域や酷島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。</li> </ul>	子ども生 活福祉部	
14	5 22	・ 就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者 及び児童扶養手当受給者に対して、ハロー ワークと福祉事務所等によるチーム支援を行 います。	①パーソナル・サポート 事業	就職困難者等に対し、専門の 相談員が個別的・継続的に関 わり、就職生備支援、就職支 援、就労定着支援、生活支援 を行う。	113,937	る求職者1,219人に 対し、専門の相談員 が個別的・継続的に 関わり、個別相談 セミナー・企業実 など延べ19,831件の	る求職者1,174人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習	・平成28年度は997人の相談者のうち、 391人が就職(就職率932%)。 ・平成29年度は1014人の相談者のうち、499人が就職した(就職率432%)。 ・平成30年度は1219人の相談者のうち、549人が就職した(就職率45.0%)。 ・令和元年度は1,174人の相談者のうち、552人が就職した(就職率47.0%)。	・複合的な課題を抱える者、相談者一人 あたりの支援回数も増加傾向にある。 ・拠点から距離のある地域におけるニー ズへの対応。	継続	・引き続き、就職準備支援・就職支援・就 労定着支援・生活支援に取り組む。 ・地域の就労支援機関とのネットワーク 会を開催するなど連携強化に努める。 ・専門家の活用や専門機関とのさらなる 連携強化を図る。	商工労働部	雇用政策課
			②生活保護受給者等就 労自立促進事業協議会	「生活保護」、「児童扶養手当」、「住居確保給付金」を受給している者、への他の生活困窮者の就労による自立を促進すを治ため、支援対象者の状況を総合的」、把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援等を行う。	_	事務所等)とハロー ワークの就職支援 ナビゲーターによる	事務所等)とハロー ワークの就職支援	- 平成28年度は支援対象者1,620人のうち、1,176人が記載(就職率72.6%)。 ・ 平成29年度は支援対象者1,360人のうち、1,009人が記職した(就職率74.2%)。 ・ 平成30年度は支援対象者1,513人のうち、1,054人が記職した(就職率8-7%)。 ・ 令和元年度は支援対象者1,484人のうち、1,079人が記職した(就職率8-7%)。	結びつきやすい者については一定の成	継続	- 引き続き、多くの者が就労できるよう関係機関が適切な役割分担のもと、情報 共有を図りながらアセスメントから定着 支援まて一貫した支援を行っていけるよう取り組む。 - 協議会等を通して、支援にあたる地方 公共団体・ハローワーク・関係機関等と の意見を換や情報共有を行い、連携強 化を図る。	子ども生 活福祉部	
14	16 23	・ 生活保護受給者の就労促進のため、就労 活動促進費及び就労自立給付金を支給しま す。	①就労活動促進費	積極的に就労活動に取り組 む者に対し、その活動内容等を 該まえ月緒5千円の就労活動 促進費を支給する。	0	いて、就労活動促進 費の支給はなかった が、早期の就労によ り保護脱却が可能な 方々には、福祉事務 所の就労支援員等	内福祉事務所において、就労活動促進 費の支給はなかったが、早期の就労によ	保護脱却が可能と福祉事務所が判断する者について、月額5千円を6か月以内の期間支給するものである。 令和元年度は、県内福祉事務所において就労活動促進費の支給はなかっ	・生活保護世帯では、傷病等により長期間放抗から離れる世帯が多いことから、 早期に放う止る保護股利が可能である受給者は多くない状況である。	継続	・保護開始時から受給者の健康状態等 を確実に把握し、早期の就労による自立 が可能であると判断される者には就労 活動促進費の活用を促し、当該受給者 と福祉事務所が連携して新規就労につ ながるよう努めていく。	子ども生 活福祉部	保護・援護課
		労の 支援	②就労自立給付金	安定した職業につき保護を脱却した者に対し、単身世帯10万円以内(複数世帯15万円以内)の就労自立給付金を支給する。	10,550	内福祉事務所にお いて、116件、10,550	令和元年度は県 内福祉事務所にお いて、144件、8,437 千円の支給実績が あった。	・保護から自立すると、税・社会保険料等の負担が生じることなどを踏まえ、自立直後の不安定な生活を支えることを目的とする終付金であり、平成29年度から令和元年度にかけて、支給件数は増となっている。	・就労自立給付金は、保護からの自立 に向けたインセンティブという側面もある が、制度の開始(平成26年7月)後しば らくは、その周知が必ずしも十分ではな く、受給者の就労活動の強化に結びつ いていないという選問があったが、現在 は福祉事務所において対象者に漏れな (周知を行い、活用を促している状況で ある。	継続	・保護からの自立後の生活の立ち上げ に受給者は不安を抱えていることから、 就労自立給付金の周知を今後も確実に 行い、自立後の生活への不安の軽減に 努め、就労による自立の可能な方の自 立を図っていく。	子ども生 活福祉部	
14	7 24	・生活保護を受けているひとり親家庭の親が 高等学校に就学する場合に、一定の要件の下 で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支 給します。	①生活保護制度	中学校卒業後に進学せず、 数年以上経過している生活保 腹の受給者が高校就学を希望 し、その就学が自立の助長に 資すると見込まれる場合、高等 学校等就学費を支給する。	_	いて4人のひとり親	内福祉事務所にお いて21人のひとり親	・高校等の卒業資格を有しないひとり親 世帯の親が高校等への就学を希望する 場合、本人の就学の意欲が高く、生活 態度から高校等の卒業が見込まれることや、高校等卒業の資格取得が増収に つながると期待できる場合は、生業状動 である高等学校等就学費を支給できる。 ・県内では、平成28年度に3件、平成29 年度に3件、平成30年度に4件、令和元 年度に21件のひとり銀世帯の親が新た に高校数学を開始している。	・ひとり親世帯の親は就労や子育てなど により、就学の希望があってもその実現 が困難な状況にある。	継続	・福祉事務所において、就学意欲の高い ひとり観世帯の観から就学の相談を受 けた際は、制度の説明を丁寧に行うよう 使していく。	子ども生 活福祉部	保護·援 護課
14	8 25	・ ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校 卒業程度認定試験合格のための受講費用の 一部を支給します。	①ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない (中退者含む)ひとり親家庭の 親とその児童が、高等学校卒 業程度認定試験の合格を目指 す場合において、民間事 が実施する対策講座の受講費 用の軽減を図る。	0	0 保護者等を通じて 周知を図ったが、支 給実績はなかった。	周知を図ったが、支	・	・平成28年度からの事業創設から、受給 実績がない状況である。 ・本事業を知らない対象者がいることも 予想されることから、引き続き周知広報 を進めていく必要がある。	継続	- 周知広報に努め、希望者を募集する。		青少年・ 子ども家 庭課
14	9 26	<ul> <li>ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。</li> </ul>	給付金事業	ひとり親家庭の親が就職の際 に有利であり、生活の安定に 資する資格取得を促進するた め、給付金(自立支援教育訓練 給付金、高等職業訓練促進給 付金)の支給を行う。	31,007	練給付金7名、高等		・H29年以降から令和元年度まで継続して高等職業訓練促進給付金を受給した 者のうち、8名が無事に卒業することが できた。	・周知期間以外にも事業を利用したいと の間い合わせがあるため、ひとり観家庭 に対して幅広く事業を周知し、情報を提 供する必要がある。	継続	・町村役場や関係機関での周知を強化するため、事業のリーフレットを作成し配布する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

			主な取組・事業(Plan)			主	な取組・事業の状況(Do)	)	取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)			
1	No. 番·	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込	)額(千円)	取組·事業	結果	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
			②離職者等再就職訓練 事業(母子家庭の母等 コース) ※旧事業名:緊急委託 訓練事業	就職を希望する母子家庭の 母等のうち、職業能力の開発を 必要とするものに対して民間教 育訓練機関の委託し、職業訓 練を実施する。	H30年度 1,836	0	訓練を10名に対して 実施した。 を 希	コース(定員10名) 設定したが、受講 望者が0名のため	・平成30年度に職業訓練を実施した母子家庭の母等の訓練修了者9名のうち7名が就職(77.8%)した。令和元度は母子家庭の母等コースの閉講のため実績なし。	い長期失業状態にある母子家庭の母等 を対象としていることから、訓練時間数	継続	・継続して母子家庭の母等に対する職業訓練事業に取り組むとともに、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を保むために、財児付き訓練や新規コースの開拓を検討する。	部	労働政策課
			③浦添·具志川職業能 力開発校運営費	県立職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職 若を対象に職業訓練を実施し、 技能労働者の育成や職業の安 定を図る。	109,527		ち119人が就職した ち (就職率 95.2%)。 (京	177人が就職した 就職率 90.3%)。 :令和2年3月末時 i	度においては323名(施設内訓練)に対し て訓練を実施した。 ・県立職業能力開発校において、職業 訓練を行うことにより就職を支援し、就	るため、職業訓練指導員の適正な配置	継続	・職業訓練指導員の正職員化や、研修 機会の拡充等により訓練内容の質の向 上を図る。 ・社会情勢の変化や雇用ニーズを的確 に見極め、時代に対応した職業訓練に より、就職に必要な技能及び知識を備え た人材を育成し、就労促進を図る。	商工労働部	労働政策課
			④女性のおしごと応援 事業	女性を取り巻く雇用・労働環境の改善を図り、雇用の質の 向上を図るため、女性が働きが いをもって仕事に取り組むこと ができる環境づくりを推進する とともに、仕事に対して女性が 抱える不安・悩みの改善 解消 に向けた支援を行う。	34,689		・有資格者(キャリア・コンサルタント)によるコンサルタント制設、コるコンサルタント制設、エキャリアアップ・マーの開発・平成28年度を増加したする環境を増加したするで環境を増加してラードにするでは、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10周知・密令は、10月間・10月間・10月間・10月間・10月間・10月間・10月間・10月間・	育資格者(キャリアンサルタント)によ	に、相談に特化したチラシの作成や求人 誌での案内、バス車内広告などを行った 結果、年度後半に相談件数が増加し た。(相談者数:R01 759人) ・セミナー開催にあたっては、PCスキル	対する不安、多様な働き方を求める幅広 い年代の求職者と求人のミスマッチ等の 問題がある。 ・女性のライフイベントや働き方の多様 化に対し、企業側と働く側の意識改革や 女性が働き続けられる環境の見直しが 必要である。 ・よろず相談について、広報・周知の親		・自己理解不足に対してのキャリアの棚 卸し、職業興味検査等を中心としたカウ ンセリングを行い、働くための考え方の 整理や課題の確認等を行い、本人の現 状や能力にあった働き方や将来を見据 っ事業主向けの「女性が働き続けられる 職場づくり支援プログラム」の更なる周 知、促進と援ブログラム」の更なる周 知、促進と環境整備に取り組むための アーウショップや専門家派遣等により、 企業支援を分し、 まるず相談について、県民への広報・ 周知により一層努め、認知度を高めてい く。	商部	労働政策
			(5)事業主向け雇用支援 事業(H28まで雇用支援 施策相談事業)	国や市町村が行っている雇用支援と関うを持ちません。 用支援と含め、雇用支援に関うる情報を一元化し、社会保険 労務士などの専門家による事 業主向けの雇用相談を行う。また、事業主向けに雇用の助成 金等の案内冊子を発行する。	26,258		口相談2,478件②巡 回相談99件③訪問 相談102件④セミ ナー後相談127件。 後 冊子の発行部数は の	相談2,433件②巡  相談133件③訪問  談93件④セミナー  相談133件。冊子  発行部数は8,000  となっている。	・助成金制度等の案内冊子「すまいる」 の発行による周知広報に努め、セミナー を開催するなどした結果。雇用支援施策 (助成金等)の窓口相談(週5日)、セミナー後相談、企業訪問、巡回相談及び ナー後相談、企業訪問、巡回相談及び 正規雇用化専門家派遣等による令和元 年度の相談支援件数は合計2.822件と なった。	がある。 ・離島や北部地域の雇用の拡大に向けた取り組みが重要である。 ・雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用・労働環境の改善が必要		・今後も、雇用・労働環境の改善に寄与するよう継続的に事業を実施する必要 があるため、正規雇用化の促進(質の必要) があるため、正規雇用化の促進(質の必要) を制たな課題を背景に地元の二一ズに あったゼミナーを開催するなど、相談し やすい環境を作る。特に、離島・北部地 域での巡回相談に努める。 ・雇用・労働環境の改善に係る同知広報 に努め、企業が働き方の必善に取り組 みやすくなるよう相談支援を増やしてい く。	部	雇用政策 課
1	50 27	・ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。	齢者就職総合支援事業 【R元年度事業名変更】 【H30年度新規事業】 ※「ひとり親士帝就職サポート事業」と「中高年 齢者再チャレンジ支援 事業」を統合	者の求職者を対象に、託児機能付きの事前所修と求人企業での職場訓練等を実施することにより就職を支援する。	32,441		受講し、うち18名が 受職場訓練を実施した。	講し、うち25名が 場訓練を実施し 。	で、就職につながった。 【令和元年度 45名】 事前研修受講のみ 25名 職場訓練実施者 20名	・個々に抱える状況が多様化していることから、個々の課題に応じて事前研修と とから、個々の課題に応じて事前研修と 職場訓練等を組み合わせて実施する必 要がある。		・引き続き、求職者のひとり親世帯の父母を対象に託児機能付きの事前研修と職場訓練等を実施する。・・個々の求職者の課題に応じた就職支援を行う。	部	課
			②ひとり親家庭技能習 得支援事業	ひとり観家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、ひとり観 に対し技能習得支援を行うとともに、受講中の子どもの一時預かり等の支援を行う。	22,484		帯に対して技能習得は 講座を実施した。 実	て技能習得講座を !施した。 初級:35名、	対するフォローアップを実施した。 【検定合格率】 H30:75% R1:初級81.4%、上級 71.9%	仕事と子育でを面立しながら受講する ひとり観象医の実情を認まえ、様々な事 情で受講が困難な場合でも振り替え受 講により継続的な支援を行うともに、 個々人に対するキャリア面談を行うな ど、きめ細やかな支援を行う。	継続	就労支援専門員を配置し、日常生活 の悩みや就労ニーズを丁寧に把握しな がら適宜面談を実施するなど、きめ細や かなフォローアップ体制を確保する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

			主な取組・事業(Plan)			主	な取組・事業の状況(	Do)	取組による成果及び課題の検証(Check)			題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
N	o. 番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込	)額(千円)	取組・	事業結果	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
1:	51 28	<ul> <li>母子家庭等就業・自立支援センターや国の 養育費相談支援センター等において養育費に 関する相談支援を行います。</li> </ul>		離婚後の子どもの養育にお いて、必要な養育費の確保の ため、井護士士や専門の知識を 有した相談員による養育費の 得のための取り決め等の相談 支援を行う。	H30年度 107,196		養育費相談件数 は371件であり、そ のうち法律相談は60 件となっている。法 律相談のうち54件は	は397件であり、そ	に係る相談等も受け付け、母子家庭等 の自立支援を行った。	相談活動の周知を図るとともに、弁護 士相談を活用することにより、相談の解 決が図られるよう、体制を維持する。	継続	・引き続き、事業を継続し、周知広報に努める。	子ども生活福祉部	
1!	52 29	・ 貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可 処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困 の連鎖の解消を図ります。	対策推進基金事業(市	就学提助の充実を図る事業と して、平成27年度と比較し新規 以は拡充分して実施する事業 に必要な軽費に交付金を交付 する。	383,718	310,727	業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学専用品費の入学 前に要のようが行われた。平成27年度と比較して就学援助	業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学学用品などが行われた。平成27年度と比較して就学援助	格要件の見直しや単価見直しなどが行	- 自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。	継続	- 継続して、必要な児童生徒に対し援助 が届くよう就学援助の充実を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
		経済的支援	事業 <no.92再掲></no.92再掲>	県外難関大学等・の進学を 推進する終付型奨学金制度を 制設し、県内高等学校生徒の 大学等進学率の改善に取り組 む。	47,660		奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行って、 ・募集・選考を行って、 その中本を選名をと選合をといる。 学学生として受合をとして受力 学支度金を給付し た。	奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集3世を行けた。 ・募集者等から表別でに大大学の中格者19名を選出を選出を行じた。 学生との中格者19名を扱力を選出を扱うできた。 学文度をとして終付した。	にも関わらず経済的に県外進学の困難 な高校生等の企業がは、 外難関大学等への進学・修学を支援す ることができた。			・今後生継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勤学に専念し、卒業後の目標の実現に近づけるよう、落実は支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBによる講演会等も実施する。・給付型奨学金については、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした・一般では、また、国においては、中級とした新たな全国的度が開始される。・このことから、各制度のコンセブトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じ、生後であるよう、各高等学校等の進路指導部と連携して、各制度の周知広報及び活用に努めていく。	=	教育支援課
			型型学金事業(沖縄子	児童養護施設退所児童等に 対し、大学等進学に伴う入学金 及び授業料を全額給付する。	20,484 (県民会 議予算)	(県民会	給付対象として決定 し、平成28年度、29 年度奨学生と併せ	は い、平成29年度、30 年度、31年度奨学	20%低下した。 ・大学等進学に伴う経済的な不安が解消されたことで、学習意欲のある児童	11人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、長初的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり得来的な収入が不安定。・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況形理や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学 率の引き上げ。 ・長期的な事業運営のため、奨学金給 付に係る終費の正確な把握方法を検証 する。 ・児童養護施設等出身であることによる 経験の不足・欠乏から派生する学生の 情報不足や悩み事の把握、及び支援機 関への案内の強化。		子ども未来政策課
4	雇用	の質の改善等に向けた取組		"										
1:	53 1	・ 労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態 調査を行い、労働環境の向上を図ります。	①中小企業労働環境整 備促進事業	労働環境及び条件の実態を 把握し労働環境の向上を図る ため、労働行政の基礎資料と するための実態調査を行う。	822	593	県内2,000事業所 ヘ労働条件等実態 調査を実施した。	県内2,000事業所 へ労働条件等実態 調査を実施した。	・718の事業所から回答を得て(回収率 35.9%)、年次有給休暇取得率等や育児 休業取得率等についての業計結果を総 告書としてまとめ、関係機関に提供する とともに、県のホームページでも掲載し 周知を図るなど、各種施策の基礎資料 として活用を促した。	するとともに、回収率を向上させる工夫	継続	・今後も労働条件等実態調査を継続して 実施するとともに、経年変化の分析を 行っていく。	商工労働部	労働政策課
1:	54 2	・ ワーク・ライフ・パランスの普及啓発や働きやすい雇用 環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナー の開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施しま す。		ワーク・ライフ・パランスの啓 発及び取り組み支援のため、 ①県内企業を対象としたセミ ナーの開催等、②社会保険労 務士等の専門家の派遣を実施 する。	8,917	14,928	企業向けセミナー を6回開催したほ か、企業等への専 門家派遣を26社延 ペ51回美施した。	セミナーを6回開催したほか、企業等へ	・一般及び企業向けセミナー等をとおして、ワーク・ライフ・パランスの普及啓発 を行うことができた。 一般向け:1回、308人 ・企業向け:5回、のペ79社・社労士等の専門家を企業へ派遣する ことにより、企業のウーク・ライフ・パランス への取り組みを支援できた。 派遣企業・44社並べ82回 ・県が取り組むワーク・ライフ・パランス 企業設証制度で、令和元年度は新たに 3社を認証した。		継続	・ワーケ・ライフ・パランスの推進について、今後もセミナー等を通じて、広く普及 窓条を図るともに、主に中小企業におけるワーク・ライフ・パランスの取り組みを支援する取組を継続する。	部	課
1	55 3	<ul> <li>非正規従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。</li> </ul>		非正規従業員の正規雇用化 を図る県内企業に対して、従業 員研修に係る費用(旅費及び 宿泊費)の一部を助成すること により、人材育成の支援ならび に正規雇用化の促進につなげ る。	20,558	15,836	企業に対し、従業員	企業に対し、従業員 (39人)の研修費用 のうち宿泊費及び旅	- 平成28年度は旅費・宿泊費の助成を通 じ44人、平成29年度は33人、平成30年 度は57人、今和元年度は39人の正規雇 用化に繋げた。	・これまでの実績によると、助成を受けた 企業の業種に偏りがある。	継続	・幅広い業種に助成を行えるよう、ホームページや他のイベントで紹介するなど、広報活動を充実させる。	商工労働部	雇用政策課

				I·事業(Plan)		主な取組・事業の状況([			課題の検証(Check)		題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称		決算(見込 H30年度		F業結果 R元年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
			②非正規労働者処遇改 善事業		12,954	14,682 20社に社会保険労 務士等の専門家を 派遣し、就業規則の 見直し等の支援を 行ったほか、労働条	20社に社会保険労務士等の専門家を 派遣し、就業規則の 見直し等の支援を 行ったほか、労働条 件の周知・啓発を図	・専門家派遣企業については、就業規則の見直しなど設定した改善目標が達成され、非正規労働者の労働環境の改善、働きやすい職場環境の促進が図られた。(労働環境改善目標達成率・平成30年度 100%、令和元年度 100%、令和元年度 100%、令和元年度 100%、物工年度 100%、物工年度 100%、物工年度 100%、砂路を発売行い、労務管理能力の向上が図られた。	・沖縄県は、全国と比べて非正規労働者 の割合が高いため、県内中小企業の実 既に即した非正規労働者の労働環境の 整備と、労働条件の確保や改善に取り 組む必要性についてより一層の普及・啓 発を図る必要がある。	継続	・専門家派遣により県内中小企業の非正規労働者の労働環境の整備を支援するとされ、事業土セミナーを開催し、非正規労働者の労働環境の改善に資するよう、使用者の労務管理能力の向上を図る。・多くの企業に処遇改善に取り組んでもらみ要があることから、チラン配布などより多くの広報媒体を活用し、広く事業の周知を図る。	商工労働 部	労働政策課
			③正規雇用化サポート 事業	県内雇用状況の改善のた 外、既存従来員の正規雇用化 を検討しているがコスト画等が 課題となっている企業に対し、 専門家派遣による正規雇用化 の支援を行う。	26,997	いるがコスト面等が 課題となっている企	規雇用化を検討しているがコスト面等が 課題となっている企業を募集し、22社選 定のうえ、中小企業 診断士等の専門家			拡充	・従来より対象としている既存従業員の 正規雇用化に加え、正社員雇用を検討 している企業に対しても専門家派遣によ る支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
156	6 4	・ 従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るな ど、積極的に人材育成を図る企業を認証する人材育成企 業認証制度等の周知広報を図ります。	①県内企業雇用環境改善支援事業	従業員が働きがいを感じ、ス キルアップとキャリア形成を行 うことができる雇用環境の構築 と雇用の質改善のため、県内 企業における積極的な人材育 成への取組みを支援する。	30,468	証制度において、19 社が申請したほか、 人材育成推進者養 成講座において、58	証制度において、15 社が申請したほか、 人材育成推進者養 成講座において、51	・人材育成企業認証制度において、平 成29年度に10社、平成30年度に7社、令 和元年度に7社を認証した。 ・人材育成推進者養成講座において、 平成29年度に84社82名、平成30年度に 58社76名、令和元年度に51社75名が修 了した。	認証のメリットを強化する必要がある。 ・認証制度において、認証取得3年後に は、認証の更新が必要だが、更新水準	継続	・沖縄県人材育成企業認証制度および 人材育成推進者養成講座の効果的な周 知広報、認証企業のがリット拡充につい て検討、調整を行う。	商工労働部	雇用政策課
157		<ul> <li>就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまな ニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッジョ ブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援します。</li> </ul>		就職・雇用等に関する求職者 や事業主等のさまざまなニーズ に対応するため、総合的な就 業支援拠点(グッジュブセンター 表支援初)を設置し、生活から 就職までをワンストップで支援 する。	65,936	様々な相談に対応し た(相談件数:38,554	求職者等からの 様々な相談に対応し た(相談件数:35,434 件)。	・令和元年度のセンターでの相談件数は、33,434件となり、計画値(27,200件)を上回っている。・12格補市再開発地区へ移転したことにより、支援機能を集約し、求職者等のニーズに対応したサービスをワンストップで提供することができた。・1情報共有システムを有効に活用し、入居機関相互の情報共有を円滑に行い、利用者に対し総合的な支援が行えた。	- 移転等の周知が十分に図れていない。 ・複合施設への移転により、センターま での導線がわかりづらなっている。 ・雇用情勢が改善していることから、複 合的な課題を抱えている利用者が増加 傾向にある。	継続	・移転及び支援内容の周知、建物内外における案内表示を行う。 ・センター内部だけではなく、求職者支援等に質する事業を行っている外部機関との連携促進を行う。 ・情報共有システムの活用や、定期的な 入居機関連条6線、ケースごとの連携 会議を行うなど、利用者に対する総合的 支援を行う。	商工労働 部	雇用政策 課
158	3 6	・ 県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者 の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化等 に取り組みます。	①中小企業経営革新強 化支援事業	中小企業の新たな取り組み (経営革新)を経営革新計画と して承認し、支接措置を講じる ことで中小企業の経営革新を 促進する。	16,697	標値の25件を上	により承認件数は目標値の25件を上回った。また、付加価値額及び経常利益の伸び率を達成し	認後のビジネスマッチングにいたるまで	ているが、認知度が低いことから、各金	継続	本事業の委託先である沖縄県産業振 興公社、各地域で中小企業支援を行う 商工会等・連携して、経営革新計画策 定の意義・効果を広く周山、事業者の 経営革新の取組をより一層促していく。 また、本事業による中小企業等への支 援体制強化に向けて、予算の拡充等に 努めていく。	商工労働部	中小企業支援課
159			様々な支援に加え、労働 た中・長期的な施策が必 の改善」と「生産性向上」 県内企業の「成長と分配 の賃金(所得)向上に繋 経営革新や経営基盤の に推進するとともに、行政	に向けた取組が重要であり、 の好循環」を構築し、労働者 けていくため、正規雇用化、 強化等の各種施策を総合的 女機関、労使団体、土業団 関等が総力を結集して、県内			・「沖縄県中小企業 支援計画」の策定 ・「沖縄働き方改革・ 生産性向上推進制 議会」(沖縄労働局 主導)への参画	(労働政策課) ・県内の行政や支援機関等22機関が参加し、汗神県働き方改革・生産性向上推進協議会」を開催し、共同宣言を実施。 ・協議会に関連した取組として、協議会に参画した機関が中心となり、中小企業等向け施策協明会・相談会を県内4地域で実施するとともに、施策ガイドブックの発行などを行った。	(労働政策課) ・中小企業や小規模企業に対する働き 方改革・生徒向上に向けた施策の浸 透を図っていく必要がある。	継続	(労働政策課) ・協議会の下部組織として連絡会議を設置し、各機関が連携した取組を実施する 置し、各機関が連携した取組を実施する とともに、それぞれが実施する施策につ いて情報共存を図っている。 ・特に中小企業・小規模企業に働き方改 軍・生産性の向上のロールモデルとなる 企業の発掘・支援に向け、取組強化を 図っていく。	部	雇用政策 課分課 中小援 東中 支援
		子どもの貧困対策推進基金											
160		<ul> <li>沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の 状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する とともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施 する事業に活用します。</li> </ul>		子どもの貧困対策を推進する ため、県が行う事業へ財政的な支援 を行う。	585,751	どもの貧困対策を推 進するために交付 金の交付を行ったほ	どもの貧困対策を推 進するために交付	・市町村による子どもの貧困対策の推進が図られた(35市町村ノ41市両村)。 ・県内の子どもの実態調査などが行われ、現状把握などが行われた。	- 各市町村において、交付金の執行状況にばらつきがある。配分額の執行率が3年で5割を超える市町村もあるが、小規模離局などにおいては、基金が未活用となっている町村がある。	継続	- 小規模離島などへ、他市町村の実績 や活用事例を共有するなど、基金活用 の呼びかけを行っていく。 - 各市町村が地域の実情を踏まえて必 要な子どもの貧困対策が実施できるよう、意見交換をしながら、基金のあり方 について検討していく。		子ども未来政策課
6	その他	8、子どもの貧困対策に資する施策(計画に位置づけのない	小事業等)										
161	1	1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	①児童虐待防止対策事 業費	児童相談所へ児童虐待対応 協力員、児童虐待専門内かし セラー及び悪虐待対応嘱託 法律専門家等を配置し、児童 の安全確認や適切な支援、保 護者等へカンセリング等の機 能を強化した。	87,764	86,360 1,100件の児童虐待事案に対応した。	重し虐待から守る社	- 児童虐待防止の推進や虐待のあった 家庭への介入や支援を行う等、適切に 対応することによって児童虐待防止が図 られた。	め、児童相談所の体制強化や機能強化	継続	・児童相談所が18歳に満たないすべて の児童を対象として、福祉や健全育成に 関する相談援助活動に取り組む。 ・制定した条例に基づき、子どもの権利 と児童虐待防止に対する理解を深める ため、広報啓発を行う。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課

				l·事業(Plan)	主な取組・事業の状況(Do)			取組による成果及び課題の検証(Check)			題を踏まえた今後の展開方向(Action)		
No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	名称	内容	決算(見込	)額(千円) 取組・	事業結果	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)	担当部局	担当課
					H30年度		R元年度						
162	2	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(学生ボラン ティアコーディネート事 業)	場所へ学生ポランティアを派遣 し、居場所で行われる食事の 提供や共同調理、生活指導 学習支援等に関する活動に関 わることにより、居場所の活動 の充実を図る。	22,994	録を行った学生ボランティアを居場所へ 派遣した。 登録者数:205人 派遣した学生数(離 島舎む):180人 市町村が推薦した 居場所数:11位版所 72箇所	録を行った学生ボランティアを居場所へ 派遣した。 登録者数:237人 派遣した学生数(離 島含む):189人 市町村が推薦した 居場所数:143島所 30箇所	場所の子どもたちと年齢が近い学生が 身近な「お兄さん、お姉さん)的な存在と なり子供の居場所の安心感の向上を達 成するとともに、子どもたちの実情に 沿った客り深い型のサポートを提供する ことで、子どもの自己肯定感の向上が図 られた。	の派遣人数が少ない。 ・居場所のニーズにあった派遣(時間や回数等)が行えるように、学生へ協力を呼びかけながらマッチングを行っていく必要がある。	継続	先を増やしていく。	活福祉部	来政策課
163	3	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①私立中学校等就学支 援実証事業(私立小中 学校就学支援金事業)	私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関い、年 体への経済的支援に関い、年 収400万円未満の世帯に属す る児童生徒について、授業料 負担の軽減を行う。	13,944	人、私立中学校6校	人、私立中学校6校	- 県内の私立小中学校通予児童生徒の うち、対象となる年収400万円未満の世 帯に、児童生徒1人当たり年額10万円を 支給し、教育費の負担軽減を図った。	・当該事業は、文部科学省が実施する 「私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する季証事業により実 施れる「授業料負担の経滅」事業であ り、家庭の状況にかかわらず安心して教 育を受けることができるよう支援金を給 付し、経済的負担軽減を図った。 総裁 的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・平成29年度から5年間の実証事業であ り、当該期間締結して事実に取り組むと ともに、学校や生徒保護者に対し、支援 制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
164	4	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①児童扶養手当費	法規に基づき児童扶養手当の支給を行う。	2,452,042	づき児童扶養手当を 計2.452,042千円支 給を行い、ひとり親 家庭等の生活の安 定と自立の促進に	づき児童扶養手当を 計3,147,341千円支 給を行い、ひとり親 家庭等の生活の安 定と自立の促進に 寄与し、児童の福祉	・ひとり観家庭や、父または母にかわっ て児童を養育する家庭等の生活の安定 と自立の促進に寄与し、児童の福祉の 増進が図られた。	が多々あることから、改正等の度にその	継続	- 引き続き制度の周知を図り、ひとり観家庭や、父または母にかわって児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進や児童の福祉の増進に寄与する。	子ども生 活福祉部	青少年・ 子ども家 庭課
165	5	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	子どもスポーツ支援検 証事業	県内各総合型地域スポーツク ラブやレクリエーション団体、ス ボーツ関連団体を実施主体と し、貧困家庭の子どもを対象に スポーツ活動の場を提供し、体 カの向上を図ることで、学力 に学習支援)に結びつける取 り組みを支援する。	_	0 —	ポーツクラブや、貧 困対策支援員に事 業内容の説明、意 見聴取を行った。	城活動の一環として取り組みたいとの話があった。また、支援員からもスポーツ があった。また、支援員からもスポーツ をしたい子どもがいることや、居場所とし ての選択肢が増えることにも繋がり期待 できるとの声があった。	急に調整し事業を進める必要がある。 ・補助期間終了後の自走化に向けて、 関係団体や市町村と調整を行う必要が ある。	見直し	・関係団体や市町村と調整を行い、課題を洗い出し事業を進めていく。 ネボーツを止たい子どもがクラブ活動に参加できるよう、支援員等を通して周知活動を行っていく必要がある。	スポーツ 部	振興課
166	6	4 雇用の質の改善等に向けた取組	事業	沖縄の産業の未来を担う子ど も達に、県内の主たる産業の 業界理解を促し、早期からの興 味関心を育てるための取組職 業人講話、出前講座、企業見 学ツアー)を行う。	24,668	て、参加者数計画値 6,500人に対し、実績 値延べ7,006人と なった	15市町村におい て、参加者数計画値 6,500人に対し、実績 値延べ6,548人と なった		おいて、取組を継続的に行うため、産業 界と学校の直接連携を図る必要があ る。	継続	- 業界別の効果的取組事例集を作成する。	部	課
167	7	4 雇用の質の改善等に向けた取組	①正社員雇用拡大助成 金事業	新卒を除く35歳未満の若年者 を正社員として雇用し、定着に 繋がる取組を行った企業に対 し助成金を支給し、正社員就職 機会の創出と職場定着の推進 を図る。	9,811	用し、定着に繋がる 取組を行った県内事	用し、定着に繋がる 取組を行った県内事	・若年者を正社員として雇用し、3ヶ月間 の定者に繋がる取組を行った企業に対 し助成を行い、56人の正社員雇用と定 着に繋げた。平成30年度の5人から56人 と実績が伸びた。		継続	・事業の事前周知を強化する他、雇用者 要件を見直すことで、申請件数の増加に 繋げる。	商工労働部	雇用政策課